

平成 24 年度
学士論文

政府主導の経済成長という幻想

産業政策から競争促進へ

今日における、政府の役割をミクロ経済政策の側面から分析している。特に中心的な分析対象となったのは産業政策である。

○目次

序章

- 第一節、本論文の概要
- 第二節、執筆の背景
- 第三節、本論文の問い
- 第四節、ミクロ経済政策の位置付け
- 第五節、産業政策の定義
- 第六節、仮説の提示
- 第七節、本論文の展開

第一章 産業政策の理論

- 第一節、本章の概要
- 第二節、産業政策実行の前提
- 第三節、産業政策の目的
- 第四節、産業政策の政策手段
- 第五節、幼稚産業保護の理論：ターゲティング・ポリシー
 - 第一項、幼稚産業保護政策の概要
 - 第二項、幼稚産業保護が正当化される条件
 - 第三項、大国の幼稚産業保護の国際的な影響
- 第六節、技術開発・情報・リスクなどに起因する市場の失敗への対処
 - 第一項、技術開発・研究開発
 - 第二項、情報伝達・情報交換
- 第七節、産業組織への直接介入
- 第八節、総括

第二章 戦後～1980年代までの産業政策分析

- 第一節、本章の概要
- 第二節、終戦直後～1950年代の産業政策：幼稚産業保護の時代
 - 第一項、経済状況
 - 第二項、産業政策の概要と分析
 - 第三項、得られる示唆
- 第三節、高度経済成長期の産業政策：産業組織への直接介入の時代
 - 第一項、経済状況
 - 第二項、産業政策の概要と分析

第三項、得られる示唆

第四節、1970年代～80年代の産業政策：政策転換の時代

第一項、経済状況

第二項、産業政策の概要と分析

第三項、得られる示唆

第五節、結び

第三章 今日の産業政策

第一節、本章の概要

第二節、1990年代以降の経済状況

第一項、グローバル化

第二項、市場化の進展

第三項、IT革命

第四項、日本国内の状況

第三節、現代における産業政策の有効性の検討

第一項、前提

第二項、ターゲティング・ポリシー（幼稚産業保護・産業育成）

第三項、研究開発・技術開発支援

第四項、情報伝達・情報交換

第五項、産業組織への直接介入

第六項、総括

第四節、現代の産業政策の事例とその分析

第一項、官民ファンド

第二項、研究開発支援

第五節、結び

第四章 政府の役割～競争促進の経済政策～

第一節、なぜ、競争の促進が必要か

第二節、競争促進の経済政策

第一項、規制緩和

第二項、ビジネス環境改善

第五章 総括

第一節、結論の提示

第二節、現代政府の政策傾向の分析と今後の展望

第一項、新成長戦略

第二項、自民党の成長戦略

第三項、今後の日本のミクロ経済政策のあるべき方向性

第三節、残された課題

参考文献

序章

第一節 本論文の概要

本論文は、今日において経済成長のためにミクロ経済政策、とりわけ産業政策がいかなる役割を果たすべきであるかを論じる。具体的には、まず産業政策の歴史分析を行う。次にそこから得られた示唆と今日の経済状況を前提としたうえで、今日の産業政策の役割を明らかにする。その上で最終的には政府が経済成長に対して果たせる役割を、ミクロ経済政策という観点から包括的に議論し、現代の経済政策に対する示唆を与える。

第二節、執筆の背景

現在の日本経済の課題の一つに「いかにして成長をなしとげるか」というものが存在する。近年において日本経済の成長は鈍化し、アメリカには大きく離され、GDPは同じ東アジアの中国に抜かれ3位になった。日本経済の世界におけるプレゼンスは徐々に小さくなっている。その中で日本の経済成長の源泉たる産業を活性化させるというのは大きな課題といえる。

そうした課題を考えるにあたって、産業政策に対して期待感を持ち、政府が適切な産業政策を行えば経済は成長すると考えている人は多いのではないだろうか。「日本が成長しないのは政府に成長戦略がないからだ」という評論家やエコノミストから聞かれる言説はその典型のひとつである。確かに、これまで戦後日本の産業政策の成功が語られることは多かった。いわゆる日本株式会社の考え方である。日本を株式会社に例え、そのCEOたる政府が日本の成長のかじ取りを行い、成長を実現したという考え方である。例えば、Krugmanは、「1970年代初頭以前には日本のシステムが上からの強力な指示に依存しており、通産省や大蔵省が信用や外貨の配分を通して好みどおりに経済を動かしていたという点に疑う余地はない」(Krugman 1994:142)としている。近年ではこうした考え方には多くの反論が存在するが、いまだに国家主導の成長に期待が存在するのは事実であろう。

特に注目すべきは政策の実行者たる政治家の間でこうした考えが根強いことである。例えば2009年に政権交代を成し遂げた民主党は2010年に「新成長戦略」を発表し、その中で、「『強い経済』の実現に向けた戦略を示した『新成長戦略』を実行し、20年近く続く閉塞状況を打ち破り、元気な日本を復活させる。」として、政府が主体的に成長戦略を実行し、経済成長を成し遂げる考えを示していた。実際に、この新成長戦略に2兆円近い予算が計上された。また2012年12月に再び政権の座についた自民党は「日本経済再生本部」を設置するなど「成長戦略」の策定に意欲を見せている。

一方で、成長戦略の効果には疑問を呈す声も多く、実際に成長戦略を策定した菅内閣か

ら野田内閣へ移った際に、新成長戦略の効果を検証した際には、「約 400 項目のうち 9 割は成果が出ていない」¹とされた。

こうした現状を鑑みると、もう一度冷静な視点から産業政策の役割を考え直す必要がある。そうすることで、真に政府が経済成長のために議論すべき政策は産業政策なのか、あるいは別な政策なのかということに関し示唆を与えたい。また、同時に人々が描く産業政策像が妥当なものであるかということも再検討する。

第三節、本論文の問い

本論文が明らかにしたいことは以下である。

「今日の日本において、経済成長のために政府が果たすべき役割は、ミクロ経済政策の領域においてはいかなるものか。そして、その中で産業政策はどのような貢献を求められているか」

第四節、ミクロ経済政策の位置付け

経済政策はマクロ経済政策とミクロ経済政策に分けることが可能であろう。マクロ経済政策とは「マクロ経済の状態が望ましくない²」と判断されるときに、望ましい状態に誘導するための政策である。具体的には財政政策と金融政策がある。

一方、本論文の分析対象たるミクロ経済政策は「市場が達成する資源配分と所得配分に影響を及ぼす、税・補助金・規制・公共財の供給や環境政策など」³を指す。また、本論文が分析対象とするミクロ経済政策は企業、産業に影響を及ぼすものである。

第五節、産業政策の定義

ミクロ経済政策の中でも、産業政策とそれ以外の政策をどのように考えるかは議論が分かれるところでもある。具体的には規制緩和や法人税、民営化などは産業政策に含まれるかどうかは議論の余地がある。例えば、貝塚は「ここで強いて筆者に産業政策の定義を求められたとするならば…次のように応えざるを得ない。…産業政策とは通産省が行う政策

¹ 2012年5月10日、朝日新聞デジタル

² ここでいう「望ましくない」とは、マクロ経済にある労働力や生産設備などの生産要素を無駄にしているという意味において「望ましくない」ということである。実質 GDP が完全雇用 GDP を下回っている場合などがそれである。この場合、働く意思のある労働者が失業をし、生産設備の一部が活用されなくなっている。

³ 岩田他(2006)

である」(貝塚 1973 : 167) ⁴と論ずる。確かに産業政策は非常に多岐にわたる政策手段の形容に用いられたので、こうした定義が完全に誤っているとは言い切れない。一方、伊藤他(1988)はより厳密に産業政策を定義しており、「競争的な市場機構の持つ欠陥—市場の失敗—のために自由競争によっては資源産業政策とは配分あるいは所得分配上なんらかの問題が発生するときに、当該経済の厚生水準を高めるために実施される政策である。しかもそのような政策目的を、産業ないし部門間の資源配分または個別産業の産業組織に介入することによって達成しようとする政策の総体」としている。理論的にはこの定義で考えるのが妥当であろう。しかし、本論文は、戦後日本の産業政策は市場の失敗が存在する領域以外にも介入しようとしていたと考えるので、論文の中で「産業政策」という用語を用いる上でこの定義だと不便である。そこで本論文では、産業政策はミクロ経済政策に含まれる一つの政策であることを前提として、以下の定義で産業政策を用いる。

産業政策は、ある産業組織あるいは産業構造を政府が望ましいと考える方向に変えようとする政策である。

一方、政府が政策の選択肢を減らす政策は産業政策に含まない。例えば、規制緩和はこれまで政府の政策手段であった「規制」を喪失するものであるから、産業政策には含まれない。民営化も同様である。また、普遍的に効果を及ぼす政策も産業政策には含まれない。例えば法人減税は全産業に一律に効果を及ぼすものであり、産業政策には含まれない。

第六節、仮説の提示

本章3節であげた問いに対する仮説は以下である。

戦後日本において用いられてきた多くの産業政策は今日においては有効ではない。理由は、戦後日本経済が大きく変化する中で、産業政策が役割を發揮できるような経済環境ではなくなったからである。むしろ政府は、市場による競争を促進する政策の実行を急ぐべきである。

この仮説を検証するために、本論文においては、まず産業政策の歴史的変遷を分析し、産業政策が時期ごとにどのように役割を変化させてきたかを確認する。それらの分析と現代日本を取り巻く経済状況を前提として、現代の産業政策がいかなる役割を果たすべきであるかに関し考えを示す。最後に、産業政策のそのような役割を前提とした時、現代日本におけるミクロ経済政策全体としてはどのような方針をとるべきかを検討する。

第七節、本論文の展開

⁴ ただし貝塚はこの定義を、皮肉をこめて用いている。

本章の最後に、次章以降の本論文の展開を述べる。

まず、第一章においては、代表的な産業政策の理論を確認し、経済理論上いかなる産業政策であれば肯定されうるのかということを確認する。特に、どのような状況下でどのような政策手段を持つ産業政策ならば肯定可能かというのが重要な論点である。また本章の議論の多くは伊藤他（1984）に依拠する形で行う。

それを受けて第二章においては、具体的に終戦～1980年代までに行われた産業政策を確認し、個々の産業政策は成功だったのか、失敗だったのか、その理由は何かということについて第一章で確認した理論を踏まえながら分析する。本章においては歴史的に産業政策がどのように変化し、なぜ変化したのかが重要な論点である。

そして本論文の中心である第三章においては、前章までの内容を踏まえて現在の産業政策の有効性の検討をおこなう。前章までの議論で得た歴史的視点と現代の経済状況という二つの点が本章の議論においては非常に重要な役割を持つ。加えて本章においては、先の検討を踏まえて、現代の産業政策の具体的な政策メニューは有効性があるのかに関する分析も加える。

第四章においては、今後政府が果たすべき役割はマイクロ経済政策という観点から言えば、政府が選択するのではなく、市場の円滑な選択を促進する政策であることを主張する。本章においては外国の事例も踏まえながら、政策の方針に対して示唆を与えることが目標である。

終章では議論の総括として、これまでの議論のまとめと、現代の政府の政策傾向の分析を行う。また、産業政策やマイクロ経済政策の検討に関していかなる課題が残されているか、本論文の考えを提示する。

第一章 産業政策の理論

第一節 本章の概要

本章では、主に伊藤他(1984)、伊藤他(1988)における議論に依拠して、産業政策の理論を確認する。本章の目的は、理論上肯定されうる産業政策とはいかなる政策であるのかということを確認することにある。その際、特に注目するのは、そうした産業政策は、どのような状況下で、どのような政策手段を用いるものであるのか、ということである。

第二節 産業政策実行の前提

個別の産業政策を論ずる前に確認しておかなければならないことは、産業政策とはどのような状況において必要であり、どのような状況において政策が実行可能であるかを特定することである。これは、現実の産業政策が実行された状況の妥当性を評価するうえで重要である。

本論文では、伊藤他(1984)が言うように、「ある産業あるいは部門に市場の失敗が存在し、政策介入によって厚生水準を高めうる場合」に限り産業政策は正当化されるという立場をとる。市場機構を中心に考える場合、妥当であると考え。逆に言えば、「市場の失敗」がない時、基本的には産業政策は必要ではないという考え方をとる。

しかし、市場の失敗が存在している全てのケースにおいて産業政策が介入可能であるかという点とそうとは言い切れない。その政策目的を達成するための政策の実行可能性の存在が必要である。政策の実行可能性が存在するためには、まず政府が政策を有効に実施するための政策手段を持つ必要がある。さらに、当該産業が国内経済、国際経済にどのような影響を持ち、どのようなイメージで捉えられるかによっても規制される。この実行可能性の存在という考え方の背後にあるのは、政府が万能ではないという考え方である。現実の政府は常に物理的、能力的、制度的、政治的、国際的な制約に従わざるを得ず、存在するあらゆる政策目的を達成する事は不可能である。

第三節、戦後日本の産業政策の目的⁵

戦後日本の産業政策は政策目的別に大きく分けると、以下の三つのグループに分類可能である。

第一の分類は、幼稚産業保護・産業育成である。この政策は政府が望ましい産業構造を実現させるために行われてきた。この政策を分析する上で重要なのは外国経済への影響を

⁵ 小宮他（1984）の内容を参考にしている。

考慮することである。また、政府が成長産業を予測できるかどうかを考えることも重要である。

第二の分類は、技術開発、情報・リスク・外部性等に起因する市場の失敗を補正するための政策介入の諸措置よりなっている。これらの分析において外国経済を考慮する必要性は低い。

第三の分類は、ある産業あるいは部門内部の産業組織に政府が直接介入しようとする政策である。産業組織内に市場の失敗が存在すると考えられる場合におこなわれる。

第四節、産業政策の政策手段⁶

産業政策に使われる政策手段は大別すると以下の三つがある。

①直接規制

具体的には許認可行政、割当制、参入規制、カルテル政策などである。この政策手段は当該産業内の各企業に差別的に影響を及ぼす政策であって、既得権益を発生させやすい。この政策については、それがもたらす、政治的・経済的な副次的効果にも注意を払い慎重に評価を行う必要がある。

②間接的誘導手段

具体的には税・補助金・関税・公的融資といった金銭的誘因、貿易制限や公共投資によりある産業の置かれた環境条件を変化させる諸政策である。この政策は、企業にインセンティブを与えることで政府が意図する産業構造を作り出そうとするものである。

③情報にかかわる政策

産業間あるいは企業間の情報を伝達したり、情報伝達の間を提供する諸政策である。

また、これらの政策を評価する際には、直接規制の項でも述べたとおり、経済的・政治的副次的効果が存在するという念頭に置かなければならない。直接規制の場合が特に顕著であるが、その他の政策手段においても様々な副次的効果を発生させうる。例えば間接的誘導手段である貿易制限や関税を考えてみるとわかりやすい。この政策は貿易摩擦を起こし、外国との関係において大きな副次的効果を生みかねないだろう。

第五節、幼稚産業保護の理論：ターゲティング・ポリシー⁷

⁶ 伊藤他（1984）に依拠している。

⁷ 伊藤他（1984）及び伊藤他（1988）に依拠している。

本節以降は、日本で用いられた政策の理論を個別に確認していく。

まずは、幼稚産業保護政策など政府が特定の産業を保護・振興する政策を扱う。これは50年代までの日本では中心的な政策であった。

第一項、幼稚産業保護政策の概要

幼稚産業保護政策とは、ある産業を一時的に保護することにより、長期的には自立させようとする政策である。対象産業は「実行を通じた学習効果」により生産活動を行えば費用条件が時間を通じて改善されるという性質をもつことが最低限の必要条件である。このような特質は動学的規模の経済ないし、「時間の経済効果」と呼ばれる。よって以下では保護対象となる産業は「規模の経済性」が存在しているものとして議論を進める。

幼稚産業保護の理論はこの動学的規模の経済に加え対象産業がどのような追加的条件を併せ持つ時一時的保護が正当化されるのかを検討するものである。追加的条件を考慮するに当たり以下の二点が重要である。

第一に、なんらかの「市場の失敗」の存在である。どのような失敗が存在する時ある産業を幼稚産業と認めるのかについて、具体的な基準を明らかにすることが必要である。またなぜ民間企業の私的誘因に基づいた意思決定が社会的に最適な配分をもたらさないかについても明らかにしなければならない。

第二に、幼稚産業保護によって達成される経済厚生の変化をどこまで考慮するかである。これは特に大国の場合、国際経済を考慮する必要がある。

第二項、幼稚産業保護が正当化される条件

小国の幼稚産業と保護育成の条件として「ミルの基準」と「バステーブル」の基準がある。

ミルの基準とは、この産業が保護され、「動学的規模の経済」の利益を享受して成熟した時点では私企業ベースで採算が採れていなくてはならないというものである。そうでなければ永久に保護が必要となる。

バステーブルの基準とは保護育成による将来の社会的割引率で割り引いた現在価値が現時点で自国が負う保護育成の社会的費用を上回っていないというものである。例えば、先発者である外国企業が寡占的ないし優越的な地位を築いているケースでは、そこに発生する独占レントの帰属先がどの国であるかが各国間の分配に決定的に重要となる。もし独占レントの発生地は自国であるがその帰属先が外国であるならば、自国企業に対する保護政策を実行する事に伴って生じる社会的費用が十分小さい限りにおいて外国独占企業への対抗力として自国企業を保護育成する政策が国民の経済厚生観点から正当化される余地がある。

しかし、実は上の二つの基準は自国産業を自立させることが望ましいことを明らかにしただけであり「政府の介入」がなぜ必要であるかが明らかになっていない。もし、規模の経済性以外の失敗が存在していないのであれば、長期的には利益が得られるので、保護をしなくとも民間企業自体が政府のやらせようとするのを自らするインセンティブを持っているはずだからである。では自立を妨げる要因とはどのようなものであろうか。

まず、資本市場の不完全性と情報の不完全性があげられる。事実、50年代の日本ではこのような問題が発生していたと考えられる。しかし、前者に関しては資本市場に介入すれば良いので、保護政策を考える場合、本質的とは言えない。また、後者については、企業が知りえない情報をなぜ政府が知っているのかという問題がある。

戦後日本経済を考える上で重要な視点と考えられるのは、費用削減の利益がそのための費用を負担した企業に専有不可能でないこと、すなわち、「動学的外部経済」の存在である。この場合、社会的評価と私的評価が乖離し、市場の失敗が存在する。こうした状況において保護政策が必要となり正当化される。

第三項、大国の幼稚産業保護の国際的な影響

大国が保護育成政策を行った結果、この財の国際価格は低下し、外国の消費者余剰を増加させる。その限りで、このような政策は世界経済にとっても望ましい効果を持つ。しかし、既に当該産業を確立していた先発国では、短期的には先行者として得ていた生産者余剰が減少してしまうだろう。先発国での消費者余剰の増加が生産者余剰の現象を上回るものでなければ、後発国が幼稚産業を保護・育成することは先発国の経済厚生を悪化させることになるのである。長期的には先発国において、競争力が低下した企業が倒産したり、その結果雇用が失われるなどの問題が発生する事もある。この場合深刻な経済摩擦が発生する。大国の保護政策は全ての国の経済厚生を改善する事はあっても、全ての国のあらゆる経済主体の厚生を改善させるというパレート改善的な効果を持つことにはなりえない。すなわち、世界全体の経済厚生を改善するにもかかわらず、政治的に、深刻な問題を作り出してしまふ可能性があるのである。日米の貿易摩擦も、経済摩擦の一つの例であると言える。

第六節、技術開発・研究開発・情報・リスクなどに起因する市場の失敗への対処⁸

本節では「技術開発・研究開発、情報・リスク・外部性等に起因する市場の失敗を補正するための政策介入の諸措置」を扱う。ここでは三つのトピックに分けて議論する。

第一項、技術開発・研究開発⁹

⁸ 伊藤他（1984）に依拠している。

技術開発・研究開発は本来市場で取り扱いが困難である「知識」を扱う。そのため市場の失敗を発生させやすい。具体的には①公共財としての側面②リスク③規模の経済性といった要因から市場の失敗が発生する。以下、個別に確認していく。

①公共財としての側面

技術は公共財的側面をもつ。それゆえ専有可能性が小さく、技術開発に対するインセンティブを弱め、供給が社会的に過小となりやすい。その限りにおいて、パテントや著作権により技術開発の成果を内部化する事により、技術開発の私的インセンティブを高めることは資源配分上望ましい。しかし、一方で、技術開発は純粋公共財と比して非排除性の程度が完全ではない。したがって公共財と技術開発を単純に同一視して考えるのは正しくない。第一に、高度な知識はそれを理解し、コピーするためにも高度な知識、多大な資源、ある程度の時間を必要とする。そのために、開発技術のスピルオーバーは阻止され、開発者が利益を独占してしまう可能性も存在する。その場合、公共財とは逆に技術開発の私的インセンティブはむしろ高まり社会的に過剰供給となってしまいう可能性も存在する。よって政策介入の一律正当化は不可能である。よって、一般的には商品に近く市場の寡占化を促進するような技術開発ではなく、基礎研究に対する介入援助を中心とするべきである。

さらに技術開発の場合には、不完全な排除可能性が開発投資の水準ではなく、質ないしは方向に歪みをもたらす可能性が存在する¹⁰。この場合、特殊な技術開発だけに対する援助政策、政府自身による、技術開発、あるいは研究開発組合といった差別的あるいはより直接的な政策が必要となる。

②リスク

事前に成功可能性や成功した場合の利潤を知りえないということが、技術開発を過小にしてしまう恐れがある。この場合政府が企業に保険を提供するという意味で、技術開発に補助を与えることは正当化されうる。しかし、この場合成功した技術開発利益の一部を還元させない限り、一般納税者から技術開発を行う企業に所得再分配が行われてしまうことになるので注意が必要である¹¹。

③規模の経済性

規模の経済性が存在する場合も市場の失敗が起こりえる。第一に規模の経済性により私

⁹ 伊藤他（1984）に依拠している。

¹⁰ 例として、Kreps=Spence（1983）の例：A＝開発技術は相対的に低い容易に他企業に漏出、B＝開発コストは高いが機密保持が容易。この場合、Aの技術開発が社会的に望ましいとしても私的インセンティブからBに投資してしまう可能性は十分ある。

¹¹ ただし、保険としての補助金が正当化されるためには技術開発に伴うリスクが個人的リスクでなければならない。

的収益率と社会的収益率の乖離が発生する。第二に規模の経済性が存在する場合競争的産業組織論を維持しようとする政策が困難になる。したがって、技術開発が大きなウェイトを占める産業にたいして、技術開発や生産に対する補助金を与えるという政策は正当化されうる¹²。

第二項、情報伝達・情報交換

経済内部において情報を収集し、それらを民間経済主体に伝達したり、民間経済主体間の情報を提供したりするという意味における政府の役割を考察する。

情報は伊藤（1984）によれば、環境情報と市場情報という二つのカテゴリーに区分することができる。前者は経済や各経済主体にとっての外生的に与えられた環境的諸条件¹³のパラメータに関する情報のことである。後者は、各経済主体が市場を介して関係がある他の経済主体（競合、取引先など）がとろうとしている行動に関する情報のことである。

どちらの情報に関しても、完全競争市場においては問題ではない。価格を通じて、自動的に伝達されるからである。しかし、現実においては多くの産業が寡占的ないし独占競争的である。この場合には、価格だけでは全てを伝達することはできない。

そうした状況下では環境情報を手に入れるにはコストがかかる。事後的には利益がコストを上回っても、情報を得るインセンティブが存在しない場合が発生しうる。そして、このような場合における産業政策の一つの役割が、情報の不完全性に対処するために、経済主体への正しい情報伝達を政府が援助することである。また企業の最適行動の決定に当たり市場情報は非常に重要なファクターの一つである。従って、他企業との相互依存性を考えた場合、市場の不確実性を除去する事によって、経済主体の資源配分を望ましい方向に向ける可能性が存在する。

第七項、産業組織への直接介入¹⁴

本節では、第三の分類である「ある産業あるいは部門内部の産業組織に政府が直接介入しようとする政策」を扱う。ここでは、カルテル結成指導の理論を扱う。

カルテル政策とは、生産及び投資調整カルテル・設備廃棄カルテルの結成に対する行政指導を指す。カルテル政策は市場メカニズムの機能を阻害し既存の大企業を保護する事になりがちであり他の様々な政策手段に比較してその正当化がきわめて困難と考えられている

¹² なぜなら、私的収益率が高まり、同様に関連産業を保護・援助すれば、当該産業に対する需要が増加し私的収益率が高まる。その結果、当該産業の生産が増加し規模の経済性により費用低減、国際競争力が上昇する。補助金を与えることで、国内の経済厚生を改善する事が出来るのである。

¹³ 環境的諸条件とは、資源の賦存量、生産技術、消費者の選好、狭義の環境などである。

¹⁴ 伊藤他（1984）に依拠している。

る。しかし、承認しえるケースが存在する可能性がある。設備廃棄カルテルを例にとり考える。単純化のため 2 企業のケースを考える。合併はできないものとする。互いに設備を廃棄するインセンティブを持たないケースでは、どちらかが倒産するまで設備を維持するという行動をとることが各企業にとって合理的な行動となりえる。なぜなら、一方の企業が倒産すれば、一方の企業は独占利潤を得ることが出来るからである。一方、過剰な設備を維持し続けることは社会全体の厚生観点から見ると最適とは言えない場合が多い。このようなケースにおいては設備廃棄カルテルの結成により社会的厚生を最大化できる可能性がある。

第八節、総括

本章では、産業政策の理論を概観し、肯定されうる産業政策がいかなるものであるかということを確認した。ただし、これらの議論が示すのはあくまで理論上肯定されうる産業政策が存在するという事だけであり、現実に行われた産業政策が肯定されうるかどうかということとは無関係である。そこで、次章では戦後日本の産業政策を具体的に分析し、評価を試みることにする。

第二章、戦後～1980年代までの産業政策分析

第一節、本章の概要

本章では終戦直後～1980年代の産業政策を、①終戦直後～1950年代、②高度経済成長期、③1970年代～1980年代の三つの時代に分けて分析する。時代ごとに、重点的に試みられた産業政策が変化しているため、第二節においては幼稚産業保護を、第三節においては産業組織への直接介入を、第四節においては政策転換後の産業政策をそれぞれ中心に扱っている。また、各節はそれぞれ、経済状況、産業政策の概要と分析、総括、からなる。

第二節、終戦直後～1950年代の産業政策：幼稚産業保護の時代¹⁵

第一項、経済状況

この時期は第二次世界大戦敗戦からの復興から高度経済成長期へ移行する過程の時期である。同時に、日本経済が世界市場からの孤立封鎖を脱して、漸次開放体制に移行した時期でもある。また敗戦直後の日本経済は、戦時統制の遺産を受け継いでおり、この期の政府企業間関係は「強い政府、弱い企業」という構図であった。背景には、企業が戦後処理、インフレーション、集中排除等により弱体化していたという事情もあった。そのため産業政策も官僚主導で行われた。さらにこの時期の日本は欧米諸国と比べると開発途上国であったと言ってもよい。一人当たり GNP で見ると、アメリカは日本の 5 倍、イギリス・フランス・ドイツで日本の 3 倍という状況であった（表 1）。

表 1、1950 年における GNP の国際比較

	実質 GNP (10 億ドル)	一人当たり GNP (ドル)
日本	96	1154
アメリカ	870	5737
イギリス	167	3335
ドイツ	162	3259
フランス	141	3366
イタリア	75	1589

(出所) 岡崎 (1997)

¹⁵ 本節において、産業政策の概要は香西 (1984) に基づく。

第二項、産業政策の概要と分析

以下、本項においては三つの時代ごとに産業政策の分析をおこなう。

①終戦直後の傾斜生産方式

概要

終戦直後の時期においては、産業政策の目的は、生産の再開であった。そしてこの目的は統制経済を復活させることによって達成が目指された。傾斜生産方式を採用し、石油、鉄鋼に集中的に資源を投入した。具体的な政策手段としては、物資の配給、価格統制、復興金融公庫融資などが取られた。これはきわめて特殊な政策と言ってよいが、あえて分類するならば、直接規制であったといえる。結果としては、傾斜生産が推進された47年度には、鉱工業生産は前年度比で20%以上増加した。

分析

傾斜生産方式を分析する上では、この時期の時代状況を考慮する必要がある。この時代は、戦前の状況を受け継ぎ、未だに海外原材料の輸入途絶が継続しており、日本は閉鎖経済的な状態であった。その結果、文字通り「何もかもが足りない」状況であった。そのために、生産の再開は早急に成し遂げられねばならない課題となっていたのだ。

産業政策の経済理論の観点からすると、国内における幼稚産業保護と考えることもできる。しかし、時代状況は産業政策の経済理論が想定しているような状況とは大きく異なっていた。戦前の状況を受け継ぎ、閉鎖経済的な状況であったために、生産において重要な役割を果たす鉱工業産業を振興せざるを得なかったのである。香西（1984）はこれを「強制された輸入代替政策」と論じている。この観点から言えば、傾斜生産方式は生産の再開に貢献を果たしており、肯定的に評価できるだろう。生産の再開は国民生活を考えても重要であったのは間違いなく、政策の方向性としても間違っていない。また、産業構造の重化学工業化にとって重要であった鉱工業産業の立ち上がりを支援したことにより、後の重化学工業化にも一定の役割を果たしたとすることができるかもしれない。

②50年代前半の幼稚産業保護

概要

50年代前半の産業政策の中心は産業合理化政策と言われる一連の政策である。具体的には、輸出競争力向上の妨げである高炭価・高鉄価問題解決¹⁶と産業合理化による輸出競争力の強化を目的として政策が実行された。産業合理化政策の目的は経済自立や日本産業の国際競争力強化であった。産業合理化政策は重点産業の指定を含んでおり、幼稚産業保護政

¹⁶ 香西（1984）によれば、当時の産業構造の下ではこれら両部門のコスト公正に占める割合が大きく、事実として51年の産業連関表を用いた鉱業、鉄鋼業の価格が10%低下した時の影響は55年、60年、65年のそれよりも大きくなっている。

策であったと言える。政策手段としては、租税特例措置、財政投融资、海運利子補給、外貨割り当て、外国技術導入の規制、対米輸入制限などが取られた。結果としては、重点産業の選択自体に致命的な誤りがあったとは言えないだろう。実際に香西（1984）によれば一つのデータとして、企業合理化促進法第 6 条の特別償却対象業種について付加価値成長率を工業全体のそれと対比すると、1955 年～60 年の成長率については有意の差がみられる（表 2）。ただし、政府の産業の選択は排他的ではなく、かなり雑多な産業にそれ相応の支持を与えていた¹⁷。この点は割引いて考える必要があるだろう。

また香西はこの時代について「この時期の産業合理化政策は…政府による重点産業の指定及び産業への介入の手段の体系化をそなえており、その意味で『日本株式会社』論の一つの現実的根拠を与えるものであったと解しうる。言い換えれば『日本株式会社』論は、この時期の産業政策の印象を一般化したものといえよう」としている。この妥当性についても総括で検討する¹⁸。

表 2、企業合理化促進法 6 条の指定業種の付加価値成長率

	1950～55	1955～60
全製造業	2.87 倍	2.30 倍
指定業種	3.02 倍	2.57 倍
(当初指定業種)	2.88 倍	2.67 倍

出所：香西（1984）

分析

先述したとおり、産業合理化政策は幼稚産業保護政策であり、幼稚産業保護の理論から分析できる。当時のアメリカは日本とは比較にならないほどの経済大国であり、政府としては産業政策をおこなう事でアメリカ企業の「先行者の利益」に対抗できるような企業体制の構築を支援しようとしたものと解することができる。更に政府がおこなった財政投融资は、市場体制移行直後でリスクが高い経済環境においては呼び水効果を通じて企業の資金調達に貢献を果たした可能性も高い。

一方、政府による過度な保護は、企業の国際競争力向上に負の影響を与える可能性も存在する。この点に関し、香西（1984）は「産業合理化政策が開放体制を前提とし、その下でのコスト切り下げを図るものであったため、市場機能を否定するような強い直接介入は避けられていた。財政投融资も長期的に見れば正常な企業採算を前提としていた。」としている。実際にこのような配慮がなされていたとすれば、このような政策は大きく評価できる。事実、企業はこれ以降、市場競争に適応し急速に成長しており、政策に大きな誤りがあったとは言えないであろう。一方で、トヨタ自動車のようにそれほどの支援を受けずに

¹⁷ 香西（1984）

¹⁸ 香西自身はこうした解釈には懐疑的であった。

合理化を進めた例¹⁹も少なくないので、産業政策が企業の合理化に対して決定的な役割を果たしたという考え方はとるべきではないであろう。

③50年代後半の幼稚産業保護

概要

50年代後半には、産業政策の目的は成長率のさらなる向上に置かれるようになった。50年代前半の政策手段に加え、立法や行政指導が新たに政策手段となった。また新規産業や成長産業に関しては、対米を中心とした輸入制限によって保護した。一方で、外国技術導入は積極的に認められた。立法や輸入規制は間接的誘導政策、行政指導は弱い意味での直接規制と言えるだろう。この時期の保護政策は、保護のための保護ではなく、それなりにプレッシャーをかける仕組みが採られた。例えば重電機では一号機輸入、二号機国産の方式で技術のキャッチアップが求められ、自動車の場合も小型四輪車生産への取り組みは外車攻勢がきっかけであった。結果として50年代半ば以降の日本は新規産業・成長産業の発展を中心に高い成長率を記録した。

分析

50年代後半の産業政策も幼稚産業保護政策が中心であった。この時期においてもアメリカ企業を中心として日本企業の「先行者」は多く、輸入制限によって、国内市場を国内企業の為に確保し、産業を保護しようとした点にも理論的には意味があったといえる。また、引き続きおこなわれた財政投融资も「呼び水効果」を通じて、企業の資金調達を容易にする効果があっただろう。結果として、日本の経済は高い成長率を記録したため、産業政策には致命的な失敗はなかったといえる。一方、三輪（1959）は成長の最も大きな要因は市場の拡大と技術力の向上に求められるべきであると指摘する。市場の拡大に関しては、貿易制限により政府が寄与した部分もあると考えられるが、技術力の向上に関しては政府による保護の成果で説明するのは難しい。むしろ、過剰な保護は技術力の向上を妨げる可能性が大きい。そう考えると、企業の国際競争力向上はまさに企業努力の成果と言えよう。これらについては総括で、50年代前半の政策と合わせてより詳しく述べる。

第三項、総括

まず、終戦直後の産業政策である傾斜生産方式に関しては、意図するところの生産の再開は達成できたことを考えると一定の評価が与えられるだろう。更に鉱工業の育成はその後の経済成長にも貢献したと言えるかもしれない。

一方50年代の幼稚産業保護を中心とした産業政策に関してはどうであったか。50年代前半の項でも述べたように、重点産業自体の選択にそれほど大きな誤りがあったとは言えない。また政府の融資による呼び水効果も、その効果を否定的に捉える研究は少ない（表3）。

¹⁹ トヨタ自動車生産設備近代化5カ年計画（1951～56）など。

一方、政府が成長産業に対して重点的に保護を与えていたかという点に関しては大いに疑問が残る。Beason et al. (1996)が分析している(表4、図1)ように、1955年から1990年の間になされた政府の様々な保護(開銀融資、補助金、輸入関税、租税特別措置)の大きさと、その産業の成長率の間に正の相関は明らかに見られない。むしろ負の相関が見られる。さらに表4から分かるように、衰退産業であった繊維と鋳業に特に大きな保護が与えられていた。ここから言えることは、政府の保護そのものがその後の機械工業を中心とした発展に大きな役割を果たしたかは疑問であるということである。上でも指摘した通り、やはり技術力の向上、すなわち市場競争の中での企業努力こそが成長の最も大きな要素であったと考えるべきである。むしろ産業政策は、成長産業の成長を促進する意図を持っていたというよりも、Beason et al. も指摘している通り、電気機械、一般機械、輸送機械等の高成長産業から繊維、鋳業、基礎金属のような低成長産業へ資金を移行させていたとも考えられる。さらにこの衰退産業保護という側面は時代を追うごとに大きくなっている(表5)。こうした過剰な保護により、不況産業を抜本的な改善策なしで温存させてしまった可能性も高い。事実、Beason et al. の研究においても、保護の大きさと生産性向上の間に相関はないとしている。結果として、政府の保護が低生産の産業の生産性向上への努力に悪影響を及ぼした可能性も存在すると言えるだろう。

さらに仮に政府が成長産業を予測していたかつその上で衰退産業には大きな保護を、成長産業には小さな保護を与えていたとしても政府が成長産業をゼロから予測していたわけではない。なぜなら、この時期の日本には、経済的な意味で欧米という明確な「先行者」が存在していた。政府が関税により輸入を制限する政策を選択していたことから分かるように、政府は日本において需要が大きくなる可能性が高い産業を保護していたにすぎない。

以上の理由から、政府の保護によって日本のこれ以後の高度成長が成し遂げられたとするのは、全く行き過ぎた議論である。まさに、「日本株式会社」は実体の存在しないものであると言ってよい。

ただし、産業政策が致命的な誤りを犯していたわけではない。その規模はともかくとして政府が保護した産業²⁰の多くは成長した。また、輸送機械など、高関税による恩恵を受け成長した産業もあるので、全く無効であったわけではない。

むしろ、政府の財政投融资をしてみると、産業そのもの(商工業)よりも、産業活動を支えるあるいは関連する分野へ国家資金が投入されていたことが分かる(表6)。これは政府が商工業を直接保護する方針ではなく、その活動する環境の改善に注力していたことが分かる。こうした政策は市場機構を最大限に活用しようとしたものとして評価できるし、現代の経済にとっても示唆的なものである。

また小宮(1975)は、政府が果たした役割として大きかったのは、経済成長を最優先する政

²⁰ 表4を見ても分かる通り、政府は各産業に規模の大小はあれ、なんらかの保護はしている。

治的意思を表したことにありと指摘している。確かに、終戦直後の先行きが不透明な状況下で、政府がそうした意思を示すことは、今後の国内情勢に関する不確実性を減少させ、企業の合理化投資を促進させた可能性があることは否定できない。

表 3. 日本開発銀行（開銀）融資の情報生産機能に関する実証研究

	データ推計手法	年産業	被説明変数	公的金融に関する説明変数	結果
堀内・大滝 (1987)	産業時系列	1956～1982 20業種	純要素生産性	開銀融資/負債	影響なし
堀内・随 (1994)	企業パネル	1965～1988 二部上場	設備投資/資産	①開銀融資/負債 ②開銀融資開始	①で有意 ②正で有意
花崎・蜂須賀 (1997)	企業パネル	1981～1990 化学、電気機械	設備投資	開銀融資 ダミー・長期借入金	正で有意
宮原 (1999)	企業パネル	1982～1990 鉄鋼、金属、 一般機械	①設備投資 ②トービンのq	①公的融資 ②公的融資	①響なし ②正で有意

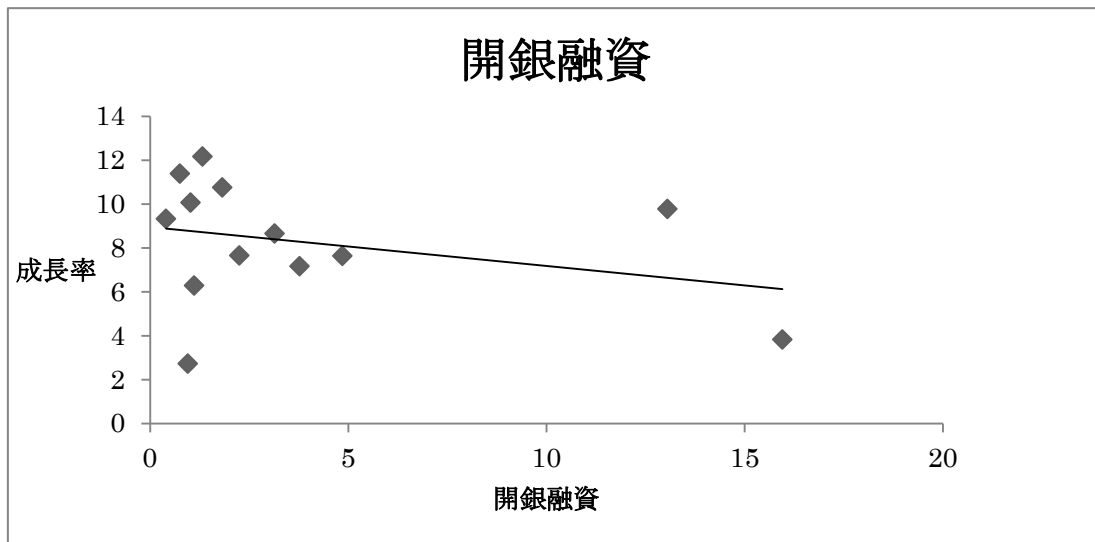
(出所) 岩本 (2000)

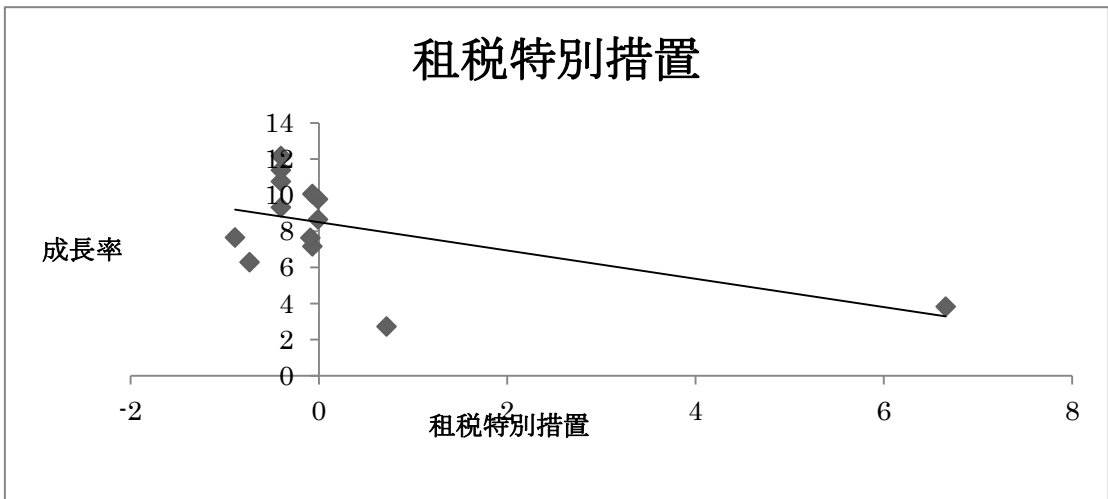
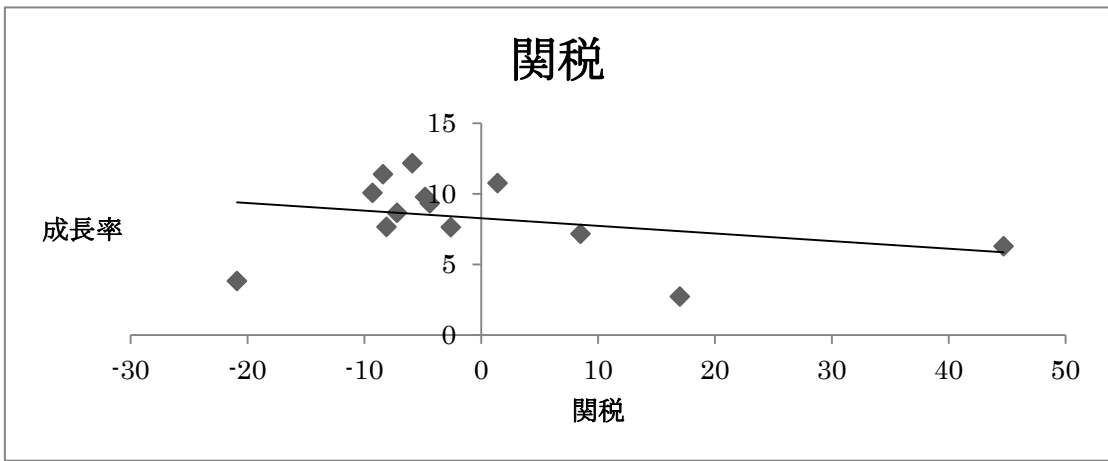
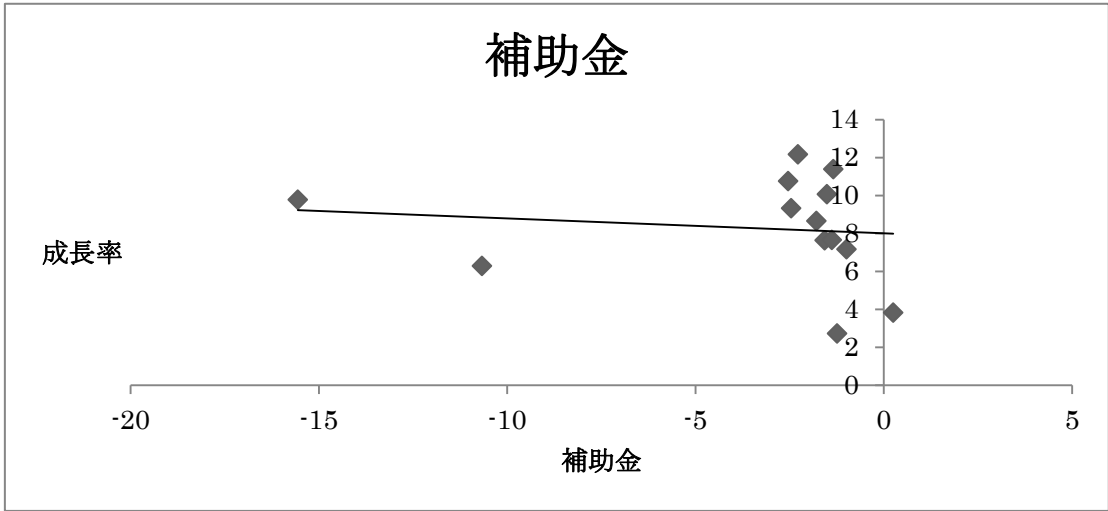
表 4. 保護項目ごとの保護の大きさの順位 (1955~1990)

	平均成長率 (%)	開銀融資	補助金	関税	租税特別措置
電気機械	12.17	8	9	8	8
一般機械	11.39	12	4	11	8
輸送機械	10.76	7	11	4	8
金属加工	10.07	10	6	12	7
石油精製	9.78	2	13	7	3
精密機械	9.33	13	10	6	8
窯業	8.66	5	8	9	3
製紙パルプ	7.66	6	5	10	13
化学	7.64	4	2	3	6
金属	7.17	4	2	3	6
食料加工	6.29	9	12	1	12
鋳業	3.83	1	1	13	1
繊維	2.73	11	3	2	2

出所 Beason et al (1996)

図 1. 各保護項目と被保護産業の成長率の相関関係 (縦軸: 成長率 横軸: 保護項目の数値)





Beason et al (1996)をもとに筆者作成

表 5、産業別の政府資金依存度：設備資金に占める政府資金の割合(%)

政府資金比率	15%未満	15～30%	30～40%	40～60%	60%以上
1952年度	なし	金属鉱業(21) 陸運(19)	全産業(34) 化学(35) 機械(33) 鉄鋼(32) 石炭(33) 水運(33)	ガス(59) 電力(50) 繊維(46) 水産(40)	農業(70)
1959年度	化学(12) 機械(14) 鉄鋼(6) ガス(13)	全産業(19) 製造業(15) 食料品(29) 繊維(18) 窯業(16) 陸運(16)	石炭(37) 金属鉱業(34) 電力(31) 水産(25)	水運(41)	農業(79)
1965年度	製造業(12) 化学(8) 機械(11) 鉄鋼(3) ガス(14)	全産業(19) 食料品(20) 繊維(17) 窯業(16) 水運(21)	金属鉱業(31) 電力(32) 陸運(29)	なし	石炭(67) 水産(64) 農業(69)

(出所) 鶴田(1982)

表 6、財政投資、財政投融資の分野別構成比 (単位：%、億円)

	1954年～57年	1958年～61年	1962年～65年
農林水産	17	17.5	14.7
エネルギー	15.5	10.1	5.4
商工業	9.9	14.1	14.2
輸送用施設手段	22.7	25.2	31.5
通信	9.8	10.2	10.6
福祉・厚生	8.9	9.5	10.3
環境整備	0.5	1.6	2.4
その他	1.9	2.2	1.8
地方自治体	13.8	9.6	9.1
合計	25,291	50,727	107,176

(出所) 鶴田(1982)

第三節、高度経済成長期の産業政策：産業組織への直接介入の時代²¹

第一項、経済状況

50 年台半ば以降の成長は更に加速し、60 年代には高度経済成長と言われる、史上稀に見る高成長を記録する事になる。この時代には産業構造の高度化、産業組織の多元化が進み、その結果として第二次・第三次産業の就業人口が増加した。また輸出貿易は著しく拡大し、経常収支の恒常的な黒字国になった。また、企業の自主選択を基軸とする、自由企業体制が多く領域をカバーした時代でもあった。更に日本経済は自由貿易体制への転換を進め、資本自由化も実行された。自由化は価格機構の作用を貿易、直接投資にまで拡張する事を意味していた。

第二項、産業政策の概要と分析

前提

この時期の産業政策のテーマは貿易自由化、資本自由化を慎重に段階的に進め、自由化によって諸産業が決定的なダメージを受けないように配慮すると同時に、他方では自由化に対応できる産業体制を整備する事であった。これには、制度的与件の変化（自由貿易体制、資本自由化）への企業の適応能力を全面的には信頼せず、産業活動への強い介入志向を持っていた政府のスタンスが反映されているといえる。上のテーマを反映した、この時期の産業政策の主要なトピックとしては、貿易自由化対策としての新産業体制秩序形成への試み、設備投資調整、及び専門生産体制確立への試みがあげられる。以下、それぞれについて分析を加える。

なお、ターゲティング・ポリシーに関してはこの時期も実施されていたが、不況産業への保護が中心であった。既に分析したので、本節では分析はしない。また、表 3 を見ても分かる通り、高度経済成長期の成長産業であった製造業への金銭的保護はこの時期にはかなり小さくなっていった。また関税の保護に関しても貿易自由化に伴いかなり縮小されることとなった。製造業全体で見ると、有効保護率²²は、1963 年で 32.3%だったが、68 年には 24.2%、73 年には 14.4%まで引き下げられた。特に機械（一般機械、電気機械、輸送機械、精密機械）に関しては漸次引き下げられ、63 年には 60%を超えていた輸送機械も含めて、73 年には全ての機械で有効保護率は 10%未満となり、自由化が進展した。

①新産業体制論

²¹ 本節においては、(ii)の前提、産業政策の概要は鶴田（1984）に基づく。

²² 当該産業に雇用される国内の本源的生産要素に対する報酬または付加価値が関税導入により自由貿易化に比べて増加する率のこと（伊藤他（1984）より）。

概要

新産業体制論とは、貿易自由化時代の新しい産業秩序、産業構造の在り方、政府と民間の関係はどうあるべきかなどを論じたもので、基本的には以下の二つの提案からなっていた。一つ目は、過当競争²³から有効競争への転換を目指し、企業の集中、合併、共同行為を促進すべきだというものであり、もう一つは、政府と企業の関係の変革し、市場で決定されるべき生産量、設備投資、価格などの内生変数に政府が介入できるという産業体制に関わるものである。産業界と政府は以下の点に関しては共通認識を持っていた。「過小競争・過当競争という産業組織の特性についての認識」、「国際競争力を強化するために企業の合併、提携を促進し、企業規模の拡大を図ることの必要性」、「独禁法を形骸化してカルテル、合併を原則自由とする点」などについてである。政府と産業界で意見が分かれたのは、産業界が自主調整方式で政府の関与なしに産業の集約化を図ろうとしたのに対して、官民協調方式は同じことを政府主導で実現しようとしたことであつた。実際、官民協調方式の実現を目指して、特振法が国会に提出された。これは合併、合理化のための共同行為を推進し、指定産業に税制、金融上の恩典を与えようとしたものである。しかし、産業界、自民党、野党が全て反対したので廃案となった。

分析

経済理論の観点からすると、特振法は政府が産業組織に対し、直接介入しようとした政策であると考えられる。このような政策の場合、産業組織内部に「市場の失敗」が存在していたかどうか、政策を評価する上で重要である。そうした観点から言えば、この特振法は全く無効な政策であつた。第一に、過当競争という概念自体が非常に不明確なものであつたし、当時の日本が過当競争であつたか否かは議論の分かれるところでもある²⁴。第二に、仮に過当競争であつたとしても、産業界側も同じ認識を持っていたので、政府が介入する必要がない。産業界は官民協調が官僚統制につながる、資源配分の決定に際して経済的効率性が軽視されるのではないかという危惧の下反対したのである²⁵。ここから高度経済成長期には既に、産業界と政府の利害は一致を見なくなっていたことが理解される。第三に、特振法は独占禁止法を形骸化させるものであり、政府自らが市場の失敗をつくろうとする政策である²⁶。新産業体制論の「競争の行きすぎを避ける」ための企業間結合が、「独占」の形成を促し、「競争の実質的制限」をもたらす²⁷ものであつたことは明らかである。また、特振法が廃案となつたので、政府は新産業体制を構築するための政策手段を持つことができなかった。結果としてこの産業政策は失敗に終わった。

²³ 伊藤(1984)によれば、「過当競争」現象とは、均衡企業数が社会的総余剰を最大化する企業数を上回っているという状態のことである。

²⁴ 例えば、鶴田(1982)は過当競争を否定している。また、中村(1970)も過当競争を理由にした介入はすべきではなかったとしている。

²⁵ 鶴田(1984)

²⁶ 野党はこの点を批判して反対している。鶴田(1984)より。

²⁷ 鶴田(1982)

このように特振法は当時の状況において全く無効な政策であった。この政策は当時の政府（官僚）の非常に強い介入志向を示すものであると言えよう。

②設備投資調整

概要

設備投資調整は企業の投資行動に政府が介入し、政府の期待成長率の範囲内に民間投資を誘導しようとする資源配分政策である。政府はこの政策も官民協調方式によって成し遂げようとした。投資調整を行う法的根拠は石油業法以外になく、法律的裏付けのない非公式な産業政策として行われた。

ここでは、石油化学のケースを扱う。石油化学の政府の介入権限は外資法²⁸に基づくものである。政府はプラント規模の新設基準を設け、新規参入を阻止しようとした。しかし、通産省、先発企業の参入阻止の意図にもかかわらず新設基準を満たした企業が続出した。このように政府が許認可権を行使することができたケースでさえ政府の意思決定は高度経済成長という経済の実勢からの制約を受けた。結果としては、政府介入は参入障害とはならなかったと言える。

分析

経済理論の観点からすると、石油化学の例でいえば、許認可行政という直接規制手段を用いて、産業組織に直接介入しようとした政策であると言えよう。この政策に関しても新産業体制論と同様に過当競争を防ぐという政策意図があると言える。しかし、過当競争が存在していたかどうかは不明であるし、それを理由に政府が産業組織に直接介入することを正当化されるものではない。また、参入阻止には失敗しており、有効な政策手段も持たなかったと言える。

企業投資は非常に様々な観点を考慮したうえでの企業の意思決定の結果としてなされるものであり、政府が参入障壁をつくる政策は市場機構の資源配分をゆがめるものである。少なくとも、「過当競争の可能性がある」程度では政府が競争を制限する理由にはならない。今回の場合、政府の新設基準によって、逆に過剰に投資がなされた可能性がある。例えば今井（1976）は、「投資調整は情報交換の仮定を通じて設備投資の波に「独特のリズム」をつくりだし、ときに極端な過剰能力を生み出す。」としている。このことを検証するのは容易ではないが、少なくとも政府の介入が企業の正常な投資活動になんらかの影響を与えてしまった可能性は高いと言えるだろう。現実として、30万プラントが一斉に稼働し始めた時、不幸にも石油危機が起き石油化学の成長時代は終わってしまったのである。

③専門生産体制確立への試み

概要

²⁸ 石油化学はごく一部の例外を除き外国技術に依存していたため、企業が新規参入、合併会社の設立、設備の新增設を行う場合には、政府の許認可をうける必要性があった。

専門生産体制を確立する事で、企業数の過多、過小規模、過当競争という日本型企业組織の弱点を克服しようとした。

ここでは、工作機械のケースを扱う。工作機械に対する政府介入は機械工業振興臨時措置法（機振法）に基づいて行われた。政府の権限は、合理化基本計画書の作成・指示、合理化目標を達成するために必要な共同行為の実施の指示等限定的であった。そのような限定的な権限の中で政府は「生産集中申し合わせ制度」を発足させた。この申し合わせは企業に新分野への参入を控えさせ、集中生産を促したものであったが、企業の意思決定を考慮する内容を何ら含んでおらず、専門生産体制の確立という政策意図は全く実現されなかった。企業の新分野への参入もほぼ全てが受理された。企業の自主性が尊重されたのであった。

分析

経済理論の観点からすると、これも先の二つの政策と同じように産業組織に直接介入しようとしたことであった。この政策に関しても過当競争の是正を意図したものであったことは明確である。専門生産体制の確立とは一種、寡占・独占を政府が容認して、つくりだそうとするものであり、肯定することはできない。事実、この工作機械の「申し合わせ」制度は1970年に公正取引委員会の廃止支持を受けて廃止されている。この事実をみても明らかのように、競争制限的な政策であった。また、政策意図を実現するための有効な政策手段も持っていなかったことからこの政策は失敗だったと言えよう。

第三項、総括

以上みてきたように、この時代において、「過当競争」という市場の失敗（と政府が考えた状態）に対応するために、おこなわれた一連の政策はほとんどが失敗に終わっている。また本論文が扱っていない政策に関しても、成功例は少ない²⁹。ここまでの分析は以下のようにまとめられるだろう。

第一に、この時代には企業はすでに競争力を身につけており、政府の産業政策と利害の一致をみなくなっていること。政府による介入を受けることで、官僚統制や非効率的な資源配分へとつながるのではないかということを経産業界は危惧していた。

第二に、政府の介入は効率的な資源配分を歪める可能性が高い。また、その結果として企業の生産性を低下させる可能性がある。事実、政府による競争の制限がTFPを低下させたという研究も存在する³⁰。

²⁹ この点については、三輪（2002）や鶴田（1982）が詳しい。

³⁰ Kiyota and Okazaki (2010)は日本の紡績業に注目し、産業政策の効果を定量的に分析した。紡績業は、海外からの輸入だけでなく、国内の競争も規制されていた。しかし、1960年代、紡績業は貿易自由化を通じて国際競争に直面することになる。この貿易自由化に先立ち、紡績業に政策的な介入が行われることになった。その主な目的は、綿糸供給の安定化にあった。紡績業への政策介入が紡績企業のTFPにどのような影響を及ぼしたのかにつ

第三に、競争制限的な介入の多くは失敗に終わっている。政策手段を持たなかったことが大きい。また政策手段を持っていた場合でも、高度経済成長の中では競争を制限することはできなかった。

総じて、この時代の産業政策は強い介入志向をもっていた。また、産業政策は市場の失敗に対応するべきものという視点を持っていなかった。そして、結果として、多くの産業政策が失敗に終わった。1970年代の産業政策の思想の転換はこうした反省を踏まえたものだと考えて良いだろう。

三輪（2002）は高度経済成長期について、『産業政策』と呼ばれる介入主義的な政策を実施しなかったという点では、日本政府は他の先進市場経済諸国と異なる。また、『産業政策』と呼ばれる政府の積極的介入ではなく、自由な市場メカニズムを通じて戦後の経済成長を実現したという点でも、日本は先進市場経済諸国と異なる」としている。この時期の政府介入が失敗した点、更に二節でみた通り、政府の保護もさほど大きくなかったことを考えれば、まさに日本の高度経済成長期は市場メカニズムの中で成し遂げられたと言えるだろう。市場メカニズムの中で、日本は年率 10%にも及ぶ高度成長を実現させたのである。

第四節、1970年代～80年代の産業政策：政策転換の時代

第一項、経済状況

70年代には60年代からの継承として、「成長の代価」への対応を迫られた。その結果、これまでの自然環境を従とする産業化から自然環境保護を主とする産業化へと転換していった。また、石油危機や変動相場制への移行による産業構造変化への対応も求められていた。そして二度の石油危機を経た80年代には日本経済の成長率は石油危機以前の高度成長期に比べると、半減していたが、それでも他の先進諸国に比べると良好のパフォーマンスを維持していた。インフレ率も低く、失業率も低水準であった。また80年代には、多くの分野で世界最高の技術水準に到達していた。

貿易に関しては大幅な輸出超過となっており、アメリカとの間に貿易摩擦が顕在化しその対応に迫られた。また、国内の不況産業に対する調整も大きな課題の一つとなっていた。

第二項、産業政策の概要と目的

前提

この時期以降は、産業政策にも転換が見られることになる。第一に、第一次石油ショック

いて分析を行った。分析の結果、この産出量のコントロールは、紡績業全体の TFP の低下につながったことが明らかになった。

ク直後のカルテル頻発を契機として、77年に独禁法が改正・強化され、競争的な行政指導は日本では許容されないこととなった。第二に、日本はGATT体制を維持する立場をとった。これにより、いたずらに国内産業を保護・育成する産業政策はとらないこととされた。実際に、「70年代の通商産業政策」（以下70年代ビジョン）も「過度な政策加入、産業の過保護等の措置を厳にいましめるべきもの」としており、産業政策は市場の失敗（公害、リスクを伴う技術・資源開発、社会資本、公共サービスの提供、新規産業の育成、衰退産業の転換）の領域に限定し市場機構の資源配分を最大限に活用するという方針の転換が見られる。ここには、日本経済が市場機構による資源配分機能を持って十分に発展しうる基盤が形成されていたことへの認識が見られる。これは高度経済成長期までの産業政策と比較すると運営方針の大転換だと言えよう。

また産業側にも変化がみられた。高度経済成長期から起きていたことだが、高度経済成長期を通じて国際競争力は既に強化され政府が産業合理化・国際競争力強化のために企業に介入する政策と利益の一致を見なくなっていた。結果として、先に述べた政府の方針の変化ともあわせて、政府と産業の強調ゲームの合意点はハードな産業政策（補助金、低利融資、税制等の政策手段を駆使した政策）よりソフトな産業政策（情報の提供による民間企業の誘導を中心とする政策）へ移ることとなった。

以下では、この時期の産業政策において中心的なトピックである、ビジョン政策、貿易摩擦への対応、長期不況産業への対応、研究開発支援について政策ごとに分析を加える。

①ビジョン

概要

70年代以降、重要性を増したのが「ビジョン」である。ビジョンは産業構造や国際関係の変化の方向についての政府による民間企業への情報提供機能を持つ。ビジョンの中で表明される政府の政策目標は民間企業の行動指針となって企業行動をその方向に誘導する役割を持つ。70年代に政府が示したビジョンは「産業構造の知識集約化構想」であった。すなわち従来の重化学工業への集中配分政策にかえて知識集約産業へのそれを実現しようとするものであった³¹。また『1980年代の通商産業政策ビジョン』は「創造的知識集約化」を目標に掲げ、先端技術分野を中心とする知識集約産業を主導的産業として位置付けるとともに、あらゆる産業の製品、生産工程の知識集約化を進めて、経済全体の活性化をはかることが謳われた。小宮（1999）は、ビジョン政策の最も大きな効果として、「作成過程での「審議会」等における情報交換と相互説得」をあげる。もし、個別の企業が様々な関係者の意見を反映する予測情報を私的に作成、あるいは入手しようとするれば膨大な費用を要

³¹背景としては、重化学工業の中で成長が鈍化した産業がある一方で、高度組立産業としての広義の機械産業が急速に成長していた。そして、これら産業の特徴が研究開発投資度や知識労働投入量が多いことに着目し、知識労働投入量の多い産業を知識集約産業と呼び、この産業を戦略的に発展させようとしたのである。またこれらの産業は環境負荷が低く、時代の要請ともマッチしていた。

するはずである。「ビジョン」はそのような情報を政府が仲介となり、収集し、かつ意見の違いや利害の対立を多数の人々が参加して調整しとりまとめたものである。一方で、ビジョンはあくまで企業の経営戦略にとっては考慮すべき一つの重要な作業仮説に過ぎないことも重要な視点である。市場の正常な資源配分を妨げるような政策ではないのである。

分析

経済理論の観点からすると、ビジョン政策は情報に関わる産業政策という事ができるだろう。ビジョンによる情報伝達、あるいはビジョン策定過程の同一産業内の企業間の情報交換が企業に環境情報や市場情報を伝達する役割を果たした可能性は存在する。この結果として資源配分も望ましい方向に導かれたかもしれない。

また、このビジョン政策を分析する際に重要な視点は、通産省による企業行動の誘導という政策意図をもちながら、なんらの強制性も持っていないことであろう。これは、資本や経営資源を蓄積し、政府介入を嫌って独自の発展を指向していた企業とも利害が対立するものではなかった。このビジョン政策は一見、通産省による誘導的な政策とも考えられるが、市場機構の資源配分をゆがめるものではないのである³²。

②貿易摩擦への対応

概要

日本の産業構造の高度化を背景として、日本の対米製品輸出は急増した（表7）。その結果、60年代末から70年代初めになると、日本の対米貿易不均衡が拡大する過程でアメリカにおける輸入制限提訴数および対日輸入制限措置の発動件数が増大し、アメリカ政府の日本に対する対米輸出自主規制、輸出制限協定、などの実施・締結の要請が強くなった。さらにアメリカは日本に対する円切り上げ、関税・非関税障壁の撤廃・緩和も要求するにいたった。

そうした状況下で日本政府は、貿易摩擦への対応に関しては大きく二つの政策を実施した。一つは、関税・非関税障壁の撤廃・緩和措置、もう一つは個別産業における輸出制限、輸入促進措置である。しかし、結果としては、貿易不均衡は改善しなかった。

表 7、日米貿易の商品構造

	1960	1970	1979	79/60
対米輸出				
自動車	2,164	536,039	8,245,727	3,810.4
時計	584	22,124	188,814	323.3
テレビ	(1961) 1721	264,838	232,025	134.3
テープレコーダー	6,068	256,171	763,375	125.8
電子卓上計算機	—	2,561	242,827	94.8
2 輪自動車	9,928	280,076	888,104	89.5
科学工学機器	18,923	—	1,327,093	70.1
金属製品	68,624	323,834	910,775	57.4
合繊維物	(1962) 3,542	135,447	152,444	43.0
鉄鋼	71,684	899,037	2,739,243	38.2
対米輸入				
木材	18,337	517,971	2,297,108	125.3
とうもろこし	11,190	75,006	1,018,537	91.0
鉄鉱石	12,760	48,859	254,059	19.9
航空機	40,904	245,174	716,189	17.5
事務用機器	30,597	—	530,131	17.3
こうりゃん	(1962) 18,566	133,514	259,086	14.0
大豆	102,997	329,610	1,169,288	11.4
石炭	91,561	623,012	1,021,376	11.2
小麦	62,982	173,698	612,599	9.7
パルプ	(1961) 27,779	64,197	224,082	8.1

(出所) 伊藤他(1984)

分析

貿易摩擦への対応に関しては、経済的な要請というよりは主として政治的問題であった。効果が出なかったにしろ、日本が、関税・非関税障壁の撤廃・緩和に努力を払ってきたことは事実である。

ただし、長期的な観点から見ると、50年代の日本の幼稚産業保護政策（特に輸入制限による国内産業保護）が遠因となっている可能性も理論の観点からは指摘されうる。この場合、国際的な価格低下により、世界全体の厚生水準は増加していた場合でも、アメリカ企業の獲得できるレントは日本企業の成長により減少した可能性が高く、その結果貿易摩擦が起こったとも考えられる。こうした指摘は必ずしも事実であるとは言えないだろう。しかしこのような分析から得られる示唆は、現実問題として、国内産業の保護・育成を意図

した貿易制限や関税・非関税障壁は国際的な対立を生む可能性が高いということである。保護的な政策は経済理論の観点からすると、肯定されえるケースも存在するが、非常に大きな副次的効果を生みかねない。今後、世界的に自由貿易が拡大する中では、もし大国となった我が国が保護的な政策を実行すれば、貿易摩擦が深刻化していた時代以上に大きな国際的批判を呼びかねない、というのは留意せねばならないだろう。

③長期不況産業への対応

概要

1970年代に入り、石油危機や変動相場制への移行など多様な国際経済事件に遭遇して経済成長率の下方屈折と基礎素材産業を中心とする長期不況に見舞われた。政府は設備の処理および産業再編成の必要な業種を「特定不況業種」と呼び、「特定不況産業安定臨時措置法（特安法）」を制定して、構造不況業種に対する産業政策を実施することになった。具体的な政策手段としては①過剰設備の共同処理②政府による設備処理のための安定基本計画の作成および共同処理の指定④雇用対策及び地域対策の為に必要な法の整備、などがあった。特安法による設備調整は当初の処理目標を期限内にほぼ達成した。一方、カルテル政策を実施したことから、公正取引委員会から批判が提起された³³。

特安法による産業政策に対して以上のような批判が寄せられるなかで、OECD 閣僚理事会が1978年に「積極的調整政策（PAP）に関する一般指針³⁴」を採択した。この指針は第一次石油危機以降にOECD加盟諸国において消極的調整政策³⁵を採用するケースが多くなったため、PAPの採用を提言したものである。

これを受けて政府は83年に特安法では十分対応できなかった産業と第二次石油危機以降に不況が深刻化した産業とに対して新たな調整政策を実施するために「特定産業構造改善臨時措置法（産構法）」をOECDの提言を十分に踏まえた形で制定した。同法は特安法と同様に設備の共同処理のほかに、新たに事業提携（共同生産・合併など）、事業集約化、生産性向上のための設備投資及び技術開発の推進が組み込まれた。この法律は1988年に廃止されたが、処理目標の98.4%が処理された。

³³ 公正取引委員会・経済調査研究会（1982）参照。一つのカルテルの容認は多様なカルテルを誘発して、その産業の実質的な調整を阻害するとともに、カルテルによる限界企業の温存は産業内部の合理化を阻害すると言う批判が独禁法の立場から寄せられた。

³⁴ PAPは産業調整を市場機構にゆだねることを原則として、仮に構造的に弱体な産業を援助するため政府介入が必要な場合でも、次の基準を遵守して実施されるべきものであるとした。①政策実施は時限性を有し、しかも漸次的に縮小されるべきこと、②政策は老朽設備の漸次的除去と企業財務の再建に関する計画の下で実施され、しかも効率的な生産者に適当な水準の利潤をもたらす以上に価格を引き下げてはならないこと、③調整に必要な社会的コストが公開されてその用途の透明性を高めること、④公的補助は民間資金と併用されるとともに経営改善の誘因となるべきこと、⑤国内的及び国際的な競争を十分確保すること、⑥地域対策は当該地域に対する一般対策として行われるべきこと⑦国内保護を理由に乱用されないこと、などである。

³⁵ 国際競争上比較劣位に陥った産業に対して保護主義に基づく競争制限的措置を行うこと。

分析

産業政策の経済理論の観点からすると、この政策は産業組織への直接介入により不況産業の構造調整をおこなおうとしたものと解釈できる。第一章の 7 節でも述べたように、協調的な調整がおこなわれない場合には市場の失敗が存在していると考えられるので、政府が介入をおこなうことは理論的に妥当性をもつ。実際に特産法、産構法ともにある程度の成果を上げたことから、産業政策は成功したと言えるのではないだろうか。また産構法に関しては OECD の提言を十分に踏まえた法律となっていることも評価できる。

一方で、議論が分かれるのは、調整のためとはいえ、カルテル結成を容認したことであろう。確かに、理論的にもカルテル結成が容認されうるケースは存在するが、公正取引委員会も批判したように産業の実質的な調整を妨げる、限界産業の温存などの問題が発生する可能性は存在する。この点に関して小宮（1999）は、しばしば不況産業は特定地域に集中することを指摘し、集中的な失業が発生する場合には短期的な効率性の観点だけでは律しきれない次元があるとした。ただし、これ以後成立した調整政策である「産業構造転換円滑化臨時措置法」では独禁法の適用除外は認められず、すなわちカルテル政策はとれなくなっている。このことから、現在の産業政策は独禁法に抵触しない範囲内という制限を受けると考えられる。

④研究開発支援

概要

この時期には、民間企業の研究開発活動を促進する政策の一環として研究開発組合の結成がおこなわれた。70 年代の「超 LSI 技術研究組合」は成功例である。これは政府と複数の企業が共同で半導体の研究開発費を負担し、研究開発を進めたものである。これは結果として、これ以降日本企業の半導体が世界で急速にシェアを伸ばすことに貢献したと言えるだろう。この成功要因としては、実際に同一場所で共同して研究することにより、基礎的技術についての企業間の情報移転が円滑におこなわれたことが指摘されている。

また、80 年代の成功例として「資源リモートセンシング技術研究組合」があげられる。研究開発の目標は人工衛星に搭載される地球資源探査用のリモートセンシング技術であり、センサー部分とデータ伝送部分に分けて研究がすすめられた。成功理由としては、研究目標がレーダー技術、センサー技術など、日本で開発が比較的遅れていたこと分野に限定されていたこと、この分野では日本では高い水準の技術を持つ企業が参加したことなどがあげられている。

分析

産業政策の経済理論の観点からすると、市場の失敗が生じやすいと言われる研究開発を支援したものと考えられる。また、その両者ともリスクの高い技術研究に対して支援を行っていることから理論的に妥当性を持つ。また「超 LSI 技術研究組合」は半導体を生産する主要な企業はほぼ参加していると言ってよく、選択に関しても公平性が保たれている。

研究開発支援という視点から見ればその結果を踏まえれば、成功した産業政策であったといえるだろう。

一方で、小宮（1999）は私企業間の共同開発組合の結成を政府が支援することに関して、以下の問題点が指摘できるとした。

第一に、研究開発には不確実性が伴うため、共同開発組合の過程で参加企業が研究開発に十分な努力を払ったかどうかを客観的に評価することが難しい。そのため参加企業が研究開発活動を効率的に行うインセンティブが乏しくなると言うモラル・ハザードの問題が生じるおそれがある。これは参加企業の中に他の参加企業の開発努力に「タダ乗り」するものが現れ、研究開発組合としての研究開発活動の効率性が低下する可能性があることである。

第二に、政府が研究開発活動に関与することにより、民間企業が研究開発に投入するはずの資金あるいは人的資源が減少してしまうというクラウドディングアウトの問題である。

第三に、政府の支援する研究開発組合にどの企業の参加を認めるかという参加企業の選択に関わる選択の問題である。

小宮はこれらの問題のうち第一の問題は生じていなかったという考え方を示した³⁶。しかし、研究開発組合の分析の際、あるいは今後研究開発組合が組まれる場合にもこうした視点は無視できるものではないと言えるだろう。

研究開発の促進に関してはイノベーションの促進という観点からも、現在においても重要度が高く、いかにして支援を行うか、あるいは研究開発の成功を促進するような環境をつくっていくかは今後の課題であろう。この問題に関しては、次章以降でより詳しく議論する。

第三項、総括

本節から得られる示唆は以下である。

第一に、産業政策は市場の失敗の領域に限定し市場機構の資源配分を最大限に活用するという方針の転換が見られる。そうした中で、ビジョン政策の重要性が増してきた。

第二に、国内産業の保護・育成を意図する政策は国際関係において、無視できない副次的効果を生み出すおそれが大きくなっている。大国となった日本が今後、保護的な政策をとることは国際的にみて、副次的効果が大きくなる可能性があるといえるだろう。

第三に、競争制限的な政策は独禁法の観点から容認されなくなっている。

第四に、研究開発の促進は今後も政府にとって大きな課題である。むしろ、技術的に最

³⁶ 小宮（1999）は「少なくともこれまでの場合には、参加企業がもともとほぼ同水準の技術的基盤を持っていたこと、またもしある企業が十分な努力を払わなかったとするとその企業の研究開発活動あるいは他企業との協力態度についてマイナスの評価が広がり、その後同種の研究開発組合に参加できなくなるおそれがあることなどから共同研究に伴う効率性の低下が生じたとは思われない」とした。

前線に到達した状況下においてはイノベーションの重要性は増すと考えられ、今まで以上に研究開発の重要性が増す可能性が高い。

第五節、総括

本章は日本の産業政策の歴史の変遷を見てきた。以下で本章の内容をもう一度振り返っておく。

戦後直後の時期の政府による幼稚産業保護政策は少なくとも、重点産業の選択に関して致命的な失敗を犯していたわけではなかった。しかし、政府の保護が経済成長に対して決定的な役割を果たしていたという評価を下すことはできないであろう。ただし、高関税による国内市場の確保は、特に輸送機械等（表 4 から分かるとおり、比較的高関税で守られていた）の発展にとっては無視できない役割を果たしていたと考える。

高度経済成長期には、政府は産業組織に対する強い介入志向を持っていたのにも関わらず、ほとんどの産業政策は政策目的を達成することができなかった。すでに競争力をつけていた企業にとって、政府と利害が一致しなくなっていたのである。この頃の産業政策は市場の失敗への対応という役割を果たしていなかったといえる。

70年代になると政府は、市場メカニズムを最大限に尊重し、産業政策は市場の失敗の領域に限定するという政策思想の転換をおこなった。その結果として、強制力を伴わないビジョン政策や不況産業の調整、研究開発支援などの政策が採られた。特に研究開発の促進は今後の課題でもあると言える。

このように産業政策の介入志向は 60年代をピークとして徐々に減少しており、70年代以降は市場の失敗の領域に限定するとされ、理論的には産業政策のあるべき姿に近づいてきたと言えるだろう。

次章では、これらを踏まえて現代の産業政策の分析を行う。

第三章 今日の産業政策

第一節、本章の概要

本章では、現在における産業政策の役割を検討する。まず、次節においては産業政策の前提となる現代の経済状況を確認する。次に三節では経済状況と前章の内容を踏まえ、今日の産業政策の有効性を検討する。更に四節では具体的な産業政策を分析する。そして五節で総括を行い次章への示唆を与えることとする。

第二節、現代日本の経済状況

1990年代以降の経済環境は、それまで以前とは大きく変化したと言える。それらを特に三つの観点から論ずることができよう。グローバル化の進展、市場化、IT革命の三つである。また、経済成長を考える上では、日本の経済状況の変化も重要な要因である。以下本節では、それぞれが一体どのような変化であったかという事を論ずる。

第一項、経済のグローバル化の進展と自由貿易圏の拡大

1980年代以降進展した、経済のグローバル化は、1989年の東欧革命による社会主義国の市場経済への復帰、中国の改革・開放路線の定着、東アジア新興国の急速な発展により、1990年代に入ると加速し、世界はメガ・コンペティションの時代に入った。世界貿易は東アジアを成長のセンターとしながら急速なテンポで拡大した。この貿易の拡大を支えたのが、直接投資を通じた国際的な企業活動の拡大である。更に、世界経済の相互依存関係の深化は各国間の制度間競争を生み出すことになった。経済活動の場として優位な環境整備を巡って競争も起こり、各国の規制緩和を促進した。以下日本に関係の深いと思われる関係事項についてより詳しく見て行く。

まず、90年代のアジアの成長は日本とアジア、とりわけ、東アジア及び東南アジアとの関係も大きく変化させ、そのことが日本の国内の経済状況にも大きく影響を与えることとなった。

80年代ごろから、日本の東アジアへの直接投資が増加し、日本は成長する東アジアとの関係を貿易投資面で強化し、結果として、域内の産業構造の高度化に貢献した。東アジアの成長に伴い、日本と東アジア地域の貿易結合度は90年代後半以降大きく上昇した。その中で、原材料から最終製品に至るまでの工程を東アジア地域内で分業する工程間分業が進展した。企業にとっては東アジアへの投資は立地選択の傾向が強まり、最適地生産体制の

構築に取り組んだ。特に世界の工場としての中国のプレゼンスがアップすると、日本を含めた他の東アジア諸国・地域を「部品供給国」とし、中国を最終組み立て国とする体制が構築された。また機械産業の中には、高付加価値部品の生産機能や商品企画・研究開発・システム設計・開発企画などのイノベーション機能は国内に残しつつも、製造生産拠点は中国に置くという戦略をとる企業も現れた。また 2000 年代前半ころから、中国の消費地としてのプレゼンスも高まり、研究開発の拠点を中国にも置く企業も増加した。

また、そうした東アジアの発展の背景で日本では「産業空洞化」という問題が発生した。すなわち、直接投資が増加するという事は、国内の生産輸出が海外生産に代替されるということを意味し、製造業の海外生産比率は増加する。その結果国内の雇用が減少してしまっただけである。³⁷ただし、技術的フロンティアに接近した経済にとっては、低付加価値生産・成熟した製品の生産を安価な労働を獲得できる海外へ移転し、国内では高付加価値生産に特化すると言うプロセスは避けられないものである。産業空洞化による雇用の減少に対処するためにも、国内の産業の生産性向上は急務である。

またアメリカとの関係では従来の貿易摩擦に変わり、直接投資面の不均衡、いわゆる投資摩擦という問題に焦点が当たるようになった。アメリカは日本に直接投資に対する障壁の除去を求めた。1999 年には対日投資会議が「対日投資促進のための 7 つの提言」をまとめ直接投資の促進が本格化する事になった。その後様々な規制緩和がなされ、対日直接投資は増加した。ただし、現在でも、国際的に見れば決して高い水準とは言えず、こうした市場環境の整備も今後の課題の一つと言えるかもしれない。

世界に目を移すと、WTO のドーハラウンドの批准が遅れ互惠関係の締結の動きが停滞する一方、90 年代以降、特定の地域間で関税などの貿易障壁を撤廃し、自由貿易地域を形成することを目指す FTA の締結が増加した。日本もシンガポールや ASEAN との EPA³⁸を締結した。また近年では APEC 諸国は FTAAP (アジア太平洋自由貿易圏) の実現を目指してきたが、近年は TPP (環太平洋経済協定) の現実性が高まり、日本も参加を検討している。

更にグローバル経済の課題として、地球環境問題も大きくクローズアップされている。京都議定書の発効以来世界規模で地球温暖化に取り組んでいる。環境技術に優位のある日本としても、低炭素化を成長豊かさに繋げるモデルを構築できれば、新たな市場を開拓できるかもしれない。

以上、経済環境の変化として経済のグローバル化について確認した。主要な論点としては①アジア経済の成長とそれに伴う産業空洞化へ対処するための、国内産業の生産性向上、②直接投資などを促進させるための市場環境の整備の必要性、③TPP、FTAAP など自由貿

³⁷ ただし必ずしも産業空洞化ばかりが起きていたわけではない。直接投資は「輸出代替効果」や「逆輸入効果」など国内の生産を減らす効果だけではなく、投資国のプラントの設置、拡大のための資本財輸出や現地で調達不可能な部品・材料の継続的な供給のための中間財輸出の増加「輸出誘発効果」を通じて国内の産業の高度化を促す働きもある。事実、産業空洞化が問題視されて以降も生産・資本財の輸出は増加した。

³⁸

易圏への参加、④地球環境問題などがあげられるだろう。

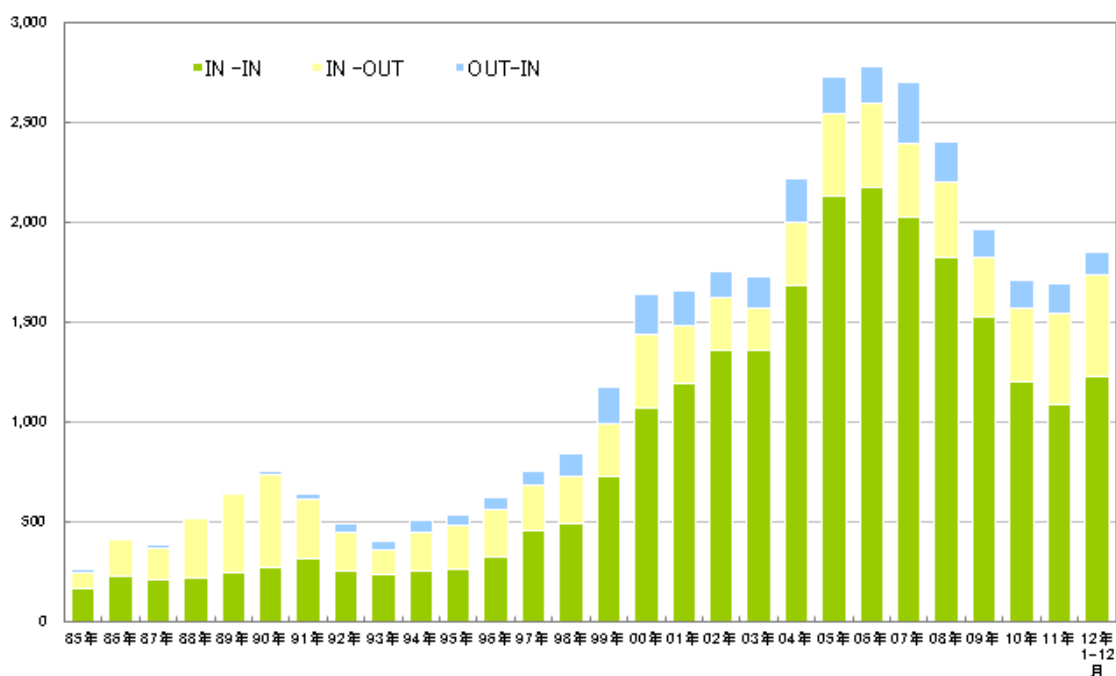
第二項、市場化の進展

先に論じたグローバル化は金融革命と言われる変化を伴っていた。各国の金融制度の自由化と金融技術の発達は、企業の資金調達オプションを大幅に増加させた。企業は株式市場で高い格付けを維持すれば、以前よりはるかに低い利率、少ないプレミアムの支払いにより資金調達できるようになった。この企業の資金調達面の変化と共に企業統治面でも市場の圧力が上昇した。さらに市場化の進展は内外の企業、投資ファンドによる買収を容易にし、経営権市場が世界的に拡大した。また、金融機関のルールや会計基準、企業統治制度、商法、情報公開規定などが整備され、世界的な法制度の収斂が進展した。

日本でも M&A は大幅に増加した（図 2）。この M&A の増加は低収益部門の縮小と成長性の高い部門の拡張という意味で資源移動を促進し経営資源・ノウハウの移転による企業の組織効率の上昇に寄与した。いわゆる失われた 10 年の間には企業は M&A を利用しながら、コア事業の強化、不採算部門の整理など事業組織改革を進められた。

以上、市場化の進展について論じた。ここで重要なのはやはり M&A の増加である。後ほど詳しく議論する。

図 2、日本の M&A 動向



(出所) MARR Online (<http://www.recofdata.co.jp/mainfo/graph/>)

第三項、IT 革命の進展

1990 年代以降、世界経済は IT 革命と呼ばれる情報通信技術の革新に直面した。企業にとって最大のビジネスチャンスはこの情報通信関連分野にあり、そこでの競争力が先進国の経済成長を維持する上で戦略的重要性を持つことになった。更にパーソナル・コンピュータによる、分散化した情報創造・処理と通信ネットワークによるその結合を特性とする情報革命は、これまでの市場競争、企業戦略、組織構造にもインパクトを与えることとなった。

日本においても、90 年代後半以降、インターネット関連の事業を中心として新興企業が急速に成長した。また、情報通信産業が大きく伸びた結果、日本の産業全体に占める割合も大きく増加した。

第四項、国内経済の動向

本節の最後に、国内経済の状況を産業の動向を中心にまとめておく。

1990 年代は低成長の時代であって、いわゆる「失われた 10 年」であった。しかし、日本経済はこの 10 年間に大きな構造変化を果たした。10 年の間に企業は過剰設備の処理、過剰債務の圧縮、事業再構築、雇用システムの改革などを行い、その成果が 2003 年以降の景気回復に現れたという見方もある。また、この時期にはハイブリッドカーや薄型テレビなどいくつかの分野で日本企業が競争力を取り戻したが、この要因を 90 年代の研究開発投資に見出すことができるかもしれない。事実、90 年代の研究開発支出は 1980 年代の水準よりも高く、長期不況期にも高水準の研究開発投資を維持してきたことが分かる。研究開発の果実としての技術力が、競争力強化にとっていかに重要であるかという事を示しているだろう。

また、この低成長の時代には、製造業と非製造業で労働生産性の伸び率、TFP の貢献に大きな格差が見られた。製造業の労働生産性の伸びは 90 年代後半には回復しており、TFP の貢献も大きく向上していた。製造業は 90 年代においても健闘していたのである。一方、非製造業の TFP の上昇は抑制された。この原因の一つとして、生産性の低い分野からの資源移動が進展しなかったことがあげられる。

一方、産業構造としては 90 年代に入り、第二次産業から第三次産業へのシフトに拍車がかかっており(表 8)、生産性の低い第三次産業が日本の中心になったことは経済全体の生産性を低下させる結果となった。しかし、雇用吸収の役割を果たす意味でも日本経済にとって第三次産業の重要性は大きくなっており、生産性の向上は大きな課題の一つであろう。

また、90 年代以降には規制緩和が大きく進展することとなった。94 年村山内閣は①住宅・土地②情報通信③輸入促進・流通④金融・証券保険を重点 4 分野として 279 項目の規制緩和を打ち出した。その後 95 年には 95~99 年の 5 年間で 1228 項目の規制緩和を行うとい

う「規制緩和推進計画」が閣議決定された。こうした規制緩和の進展は、確実に競争を進展させることとなった。

90年代末に銀行危機を背景に、失業率の上昇、新規開業率の低下、高齢化の進展地方の経済的停滞が深刻化すると、制度設計がこれまでの法規制の緩和・撤廃からしだいに雇用の創出・新規事業の創出を可能とする経済システム全体の改革、すなわち規制改革に移動した。規制改革では、第一に、事前規制型の体系から事後チェック型行政に転換し、あらたなルール設定が明確な課題となった。例えば、規制緩和は私的独占の可能性を潜在的に高めるため競争政策の積極展開が検討された。第二に、従来の経済的規制分野に加えて医療福祉教育などの「官の関与の強い生活者向けサービス分野」、すなわち社会的規制分野を対象に加えた。これまで株式会社の参入が原則的に禁止されている医療・福祉・教育・農業等の分野が官製市場と明確に位置づけられ、その民間への開放が検討されることとなった。

産業政策の面では、産業活性再生措置法がつくられた。これは事業所管大臣の認定した再生計画について税制・法制面での様々な支援措置を与えるものであった。また経済産業省はイノベーションの実現、成長分野の拡大、収益性の低下した分野からの資源の円滑な撤退をはかる、などの問題意識の下成長戦略の策定を進めた。2010年には民主党政権のもとで「新経済成長戦略」を決定し、7つの戦略分野が定められた（後ほど詳述）。

また国家財政の面では、ここ数年で大幅に悪化しており、不必要あるいは成果の上がない財政出動に対しては国民の目も厳しくなっており、制約がかかっていると言える。

以上、日本経済の状況をまとめた。主要な論点としては、①研究開発・技術力の重要性、②第三次産業の競争力向上の必要性、③規制改革の大幅な進展、④成長戦略の策定、⑤財政悪化、などがあげられるであろう。

以上、(i)～(iv)で項目ごとに重要な点を確認した。次節では、経済状況の変化を受けて産業政策に対する考え方に、どのような転換が必要であるかを論じる。

表8、就業者数の構成（単位：% 万人）

	1970年	1980年	1990年	2000年	2005年	2009年
第1次産業	19.7	12.9	8.8	5.1	4.4	4.2
第2次産業	35.3	34.3	33.8	30.7	27.0	25.4
第3次産業	45.0	52.8	57.4	64.2	68.6	70.5
就業者総数	5,094	5,536	6,249	6,446	6,356	6,282

(出所) 橋本他(2011)

第三節、現代における産業政策の有効性の検討

本節では、第一章において理論的に肯定されうるとされた産業政策の今日的な文脈における検討を行う。すなわち、今日の状況でもそうした産業政策が肯定されうるか、或いは必要か（市場機構で代替できないか）を検討する。その際重要になるのは前節において確認した現在の経済状況と第二章における戦後日本の産業政策の分析から得られた示唆である。

第一項、前提としての財政悪化

前節でも述べたが、近年、日本の財政赤字は深刻化しており、政府の財政支出にも制約がかかっていると言える。もちろん、全ての産業政策を否定するものではない。費用便益分析を行い、便益が大きい支出であれば積極的に支出を行うべきである。また、この際重要になるのが「政府の失敗」という視点である。「政府の失敗」の可能性は、コストとして考慮されなければならない。財政赤字が深刻化する中で、この費用便益の分析は更に重要性を増していると考えられる。

第二項、ターゲティング・ポリシー（幼稚産業保護・産業育成）

第一章で論じたターゲティング・ポリシーの理論は、ターゲティング・ポリシーは開放経済下で輸出製品に対しておこなわれることを前提としていると考えられる。「先行者の利益」を享受している外国企業への対抗を目的としておこなわれるターゲティング・ポリシーが対象とするのは、既に国内および海外に市場が存在しており、政策が成功する可能性が高い産業である。日本が1950年代以降試みたのもこちらのタイプの政策である。保護の主たる政策手段として財政投融资など資金面の援助だけでなく、輸入制限がとられたことから、この事実が確認できる。一方で、将来成長産業になる可能性が高い産業の育成を目的とした政策も理論上は考えうる。しかし、この場合はその産業が成長する可能性が著しく高いことが必要である。そうでなければ、政府による特定産業の保護は正当化されえないだろう。日本の半導体産業の育成はこちらのタイプであるといえるだろう。

しかし、先に述べたように、明確な「先行者」が存在していた終戦直後の時期でさえこうした政策が有効であったかは疑問である。更に、現代の日本政府によるターゲティング・ポリシーは、有効性・必要性に関して、様々な問題をはらんでおり、実行されるべきではないと考える。以下ではその理由について述べる。

①すでに製造業に関しては技術的にフロンティアにいる

日本の製造業はすでに技術的にはフロンティア、すなわち最前線にいると考えられる。こうした状況下で、ターゲティング・ポリシーを実行する場合、保護対象を選択する際、「先行者」を参考にすることはできない。政府は次にどのような技術が重要か、どのような産業が成長するかに関して自ら予測する必要がある。しかし IT 革命以降どのような技術が伸びるか、に関しては非常に不確実性が増大している。後で詳しく述べるが、IT 関連の様々な政府主導のプロジェクトの心配はこのことを物語っている。政府が市場以上に正確に成長産業を予測できる可能性は低いと考えられ、製造業に関してもターゲティング・ポリシーを実行すべきではない。

②自由貿易の拡大

仮に成長産業がある程度予測できたとしても、製造業のターゲティング・ポリシーが実行されるべきではない理由として、自由貿易の拡大という点も重要である。今後日本は TPP や FTAAP といった自由貿易圏に参加する方向に向かうと考えられるが、その場合これまで製造業の保護に用いられてきた輸入制限という政策手段が使用できなくなる。一方、補助金は使用可能であるが、自由貿易が広がる中で、大国となった日本が国内産業を過度に保護することはかつての貿易摩擦以上の国際関係上の副次的効果を生みかねない。日本は経済大国として、自由貿易を推進する立場であるべきである。国内産業保護を行う事は、長期的に日本の産業に不利益を被らせる可能性もあるだろう。

③サービス産業に対するターゲティング・ポリシーはその性質上相応しくない

今日の日本政府の成長戦略を見ると、サービス業がターゲティング・ポリシーの対象に含まれている。確かに、日本の産業構造は第三次産業、すなわちサービス産業中心に変化しており、今後はサービス産業からも成長産業が出るのが望ましい、という意味では政府の考え方自体は間違っていないかもしれない。しかし、サービス産業の成長産業予測は製造業と比較すると非常に難しい。そもそもサービス産業はその性質上、求められるものは多様であり、決まった方向に進んでいくものではない。むしろサービス産業こそ市場による競争を通じて人々の様々な需要を統合していく必要がある。サービス産業を成長産業にしたいのであれば、ターゲティング・ポリシーではなく、競争の促進によりそれが目指されるべきであろう。

さらに言えば、戦後の日本においてもサービス業は政府の保護の枠外において、市場メカニズムの中で、成長してきたという歴史もこの議論の後押しになるだろう。例えば三輪は以下のように指摘をする。「最近数十年間の日本人の生活を大きく変えたビジネスの代表は・・・宅配便、スーパーマーケット、コンビニエンス・ストア、ファミリー・レストラン、人材派遣である。…政府の『政策』的支援が産業の発展を促したものはこの中に含ま

れない（三輪 2002：515）。」このようなビジネスを見ても分かるように、人々のニーズに応え市場の中で生まれたものばかりである。このような産業を政府が予測し、事前に保護することができたであろうか。

以上、ターゲティング・ポリシーは現代の経済環境においては、終戦直後の時期と比較しても、成功可能性が低く、また国際的な制約もあり実行すべきではないと考える。

一方で、産業空洞化や産業構造のサービス化を念頭に置くと、新たな成長産業を生み出すことは、国家的な課題であると言える。しかし、これらは産業政策ではなく、市場環境の改善などの政策によって解決されるべき問題であろう。詳しくは第四章で扱う。

第三項、研究開発・技術開発支援

研究開発や技術開発の重要性は以前以上に高まっていると言える。アジア諸国の伸長により、日本国内は高付加価値生産などに特化しつつある。こうした中でイノベーションを生み出す土台となる研究開発はより重要性を増している。また、エネルギー問題や環境問題に対処するための研究開発支援の重要性は世界的に高まっていると考えられる。特にエネルギー問題に関しては、日本国内においてもその重要性は高まっている。

一方で、市場の不確実性の高まりにより研究開発のリスクも高まっており、研究開発を企業のみにも頼ることはその供給を過小にする可能性がある。また、エネルギーに関しては規模の経済性が働くと考えられ、民間企業の私的なインセンティブだけでは研究開発がおこなわれない可能性がある。これらに対する支援は、第一章で述べた通り理論的にも肯定される。その意味で、いかにして研究開発・技術開発を促進していくかという問題は非常に重要なトピックであると言えよう。これは後ほど詳しく扱う。

第四項、情報伝達・情報交換

情報にかかわる政策として、1970年代以降重要性が増しているのが、ビジョン政策である。ビジョン政策の効果に関しては第二章で述べた通りであり、特に重要な役割を持つのは審議会等を通じた専門家や経営者との情報交換とそれを通じてつくられる日本の産業構造に関する将来像の予測である。小宮（1999）はビジョン政策には、各産業の現在の位置付けや将来の展望を示すことを通じて、研究開発の不確実性を減らす効果や産業調整を円滑に進める効果もあるとしている。

ビジョン政策に関しては、どれほどの効果があるか、企業の意思決定にどのような影響を与えるかを判断することは難しいが、第二章でも述べた通り、情報伝達・情報交換の効果を見ると、理論的にも一定の役割を果たしている可能性も存在する。また、この政策はなんらの強制性も有しないが故に、市場メカニズムを歪める政策ではないことも重要な

点である。

一方、ビジョン自体は確かになんらの強制性を持つものでもなく、市場メカニズムを歪めるものではないが、近年ではビジョンに基づいてターゲットング政策をおこなおうとする傾向が見られる。既に述べたようにこうした政策は有効性が低く、実行されるべきではない。ビジョン政策を続けるのであれば、ビジョン政策そのものの意味が明確にされる必要があると言えよう。

第五項、産業組織への直接介入

戦後、高度経済成長期を中心として、政府が産業組織に直接介入しようとするケースは存在した。その際、問題となったのは過当競争と産業調整である。以下、この二つの問題への現在の観点から検討する

①過当競争

高度経済成長期において、政府がこの問題を念頭に産業組織への直接介入を試みたが、そのほとんどのケースでは失敗したことはすでに述べた通りである。企業は官僚統制や非効率的な資源配分の可能性を嫌ったのである。

高度経済成長期において、本当に過当競争が起きていたか否かについては、先述したとおり議論が分かれるところであるが、現在もグローバルな競争を念頭において日本企業の規模の過小性を主張する声はしばしば聞かれる。しかし、仮に今日においてこの過当競争の問題が事実であったとしてももはや政策介入の必要性は存在しない。高度経済成長期ですら企業は自主調整の道を選んだが、今日においてはM&Aによって、企業の正常な経営判断の中でこの問題は解決可能となった。事実、近年においても新日本製鉄と住友金属の合併のように大規模な合併が起きている。よって過当競争という問題に対して政府が介入する余地はない。むしろこうした状況下では、独占禁止法など、競争を促進させる政策が重要な役割を果たすことになると言えるだろう。

②不況産業の調整政策

1970年代以降不況産業への調整政策が行われてきた。産業組織への介入として典型的なものはカルテル政策であった。しかし、第二章でも述べたように現在の産業政策は独占禁止法を考慮する必要がありカルテル政策を用いることは難しくなっている。ただし、これに関してもM&Aの拡大により対処できる部分が多い。例えば、企業は企業分割などを利用して不採算部門の売却を行えるようになっている。

また、経営権市場の拡大により、不況産業の調整も市場メカニズムの中で行われるよう

になっていると言えよう。例えば、各種投資ファンドの出現は、不況産業の中でも有用な経営資源をもつ企業は生き残らせるという役割を果たすだろう。1980年代に政府は産業内の企業が新分野へ事業を転換することを助成する政策を行ったことがある。例としては、繊維産業をファッション性の高いアパレル分野に多様化または転換することを支援したものが³⁹。現在であれば、この助成の役割をファンドなどが果たすことができるであろう。

以上、産業組織への直接介入を分析した。現在においてはかつて政府が果たした役割は市場の中で担われているので、こうした政策は必要ないと言える。そもそも産業組織への直接介入という強い政策は市場の資源配分を大きく歪める可能性が高く、高度経済成長期から、産業界からは非難する声が大きかった。市場が十分に発達した現在においては市場の失敗の補正としての産業政策という観点からも避けるべき政策であると言えるだろう。

第六項、総括

現代の産業政策は、政府自身が「70年代ビジョン」の中で述べた通り、過度な政策加入、産業の過保護等の措置は避け、産業政策は市場の失敗の領域に限定し市場機構の資源配分を最大限に活用するという方針のもと実行されるべきである。その意味では、市場機構の資源配分の効率性をより高めるためにも、市場競争を促進する政策が必要となってくる。

特に研究開発・技術開発の支援は重要であると言える。一方、ターゲティング政策による保護や産業組織への直接介入は行うべきではない。また、成長産業を生み出すためには市場環境を整備することが重要になるであろう。

第四節 現代の産業政策の事例とその分析

本章では、現代の産業政策の具体的な事例を分析する。とりあげるのは(i)官民ファンド、(ii)研究開発に関する政策、である。

第一項、官民ファンド

政府による政策として、近年良く聞かれるようになった政策の一つに官民ファンドというものがある。ここでは、株や債券ではなく事業や企業に投資するいわゆる投資ファンド型の官民ファンドを扱う。現在農林水産省が「株式会社農林漁業成長産業化支援機構」の設立を進めているほか、経産省も来年度予算で「クールジャパンファンド」を設立予定である。また、既に活動を行っているファンドとして「産業革新機構」が存在する。ここでは、産業革新機構の分析を通じてこうした政策の評価を試みる。

³⁹ 小宮（1999）による。

産業革新機構は官民ファンドを謳ってはいるが、実際には官営ファンドと言って良いだろう。出資金のうち 90%以上が政府出資だからである。このようなファンドが企業を保有することは政府による企業の保有を意味する。更にルネサス買収の例でいえば、機構が 1800 億円もの出資をするという。これは言い換えれば、国民の莫大な税金を使って、一私企業を保護する政策であり、ターゲティング政策と何ら変わりはない。ルネサスは国内産業として重要であり、政府による救済は妥当であると、政府は主張するかもしれない。しかし、今回のケースでは買収に名乗りを上げた民間のファンドが存在した。にもかかわらず、政府が保護して企業再生を行うというのは、民間投資をクラウドファンディングアウトしてしまっており、理論的には正当化されない。産業革新機構が企業再生に成功したとしても、市場メカニズムを歪めてしまったのは明らかであり、こうした政策はおこなわれるべきではないだろう。

第二項、研究開発に関する政策

日本政府の研究開発に対する政策には二つの流れが存在していると考えられる。一つ目は、政府主導でプロジェクトを組んで、政府が重要だと考える研究開発を行うというもの。もう一つが、研究開発を促進するような環境づくりをおこなうもの。主として産学連携の促進や産業クラスター政策などがこれにあたる。後者に関しては、産業政策ではないが、二つの流れを比較検討するために、ここで同時に検証するものとする。本項では、この二つの流れについての概要を確認し、分析を加える。

①政府主導のプロジェクト

代表的な成功例としては既にあげた「超 LSI 技術研究組合」がある。これは政府と複数の企業が共同で半導体の研究開発費を負担し、研究開発を進めたものである。これは結果として、これ以降日本企業の半導体が世界で急速にシェアを伸ばすことに貢献したと言えるだろう。

一方、IT 関連のプロジェクトに関しては、その多くは失敗ないしは成果をあげられていないと言える。「Σプロジェクト」は日本語で使える業界標準のソフトウェア開発ツールを作ろうというもので、予算を 5 年間で 250 億円計上したものの目的に敵うツールは開発出来ず失敗に終わった。「第 5 世代コンピュータ計画」は 10 年間で 1000 億円を投じて人間と同じように考える人工知能をつくらうとしたものであった。しかし、実際に着手すると問題は予想以上に困難であったため、研究は暗礁に乗り上げ成果をあげることはできなかった。2007 年からは、Google に対抗して「日の丸検索エンジン」を開発しようと、「情報大航海プロジェクト」をスタートさせたが目立った成果をあげることはできていないようである。このように IT 関連のプロジェクトに関しては、現在に至るまでほとんど失敗に終わっているようである。

②産学連携・産業クラスター⁴⁰

日本における産学連携は、1995年以前にも行われていた⁴¹が同年の「科学技術基本法」以来大きく変化した。その後5年間の「第一期科学技術基本計画」のもとで産学連携を支援する二つの重要な法律が施行された。

一つ目は、1998年に施行された「大学等技術移転促進法（TLO法）」である。これは大学に附属する「技術移転機関（TLO）」を財政的に支援する法律であった。その結果、1998年の4機関から始まった認証TLOは2008年4月までに48機関に増え、特許出願件数も2007年度末までに累計で15000件を超えた。

二つ目は、1999年に施行された「産業活力再生特別措置法」である。これは日本版バイ・ドール条項⁴²を含み、国の研究資金に基づく研究の成果について、国立大学が知的財産権を取得できるようにした。その結果、2001年に国内・海外合わせて641件だった国立大学の特許出願数は、2007年には7642件になった。

そして、2001年から2005年の5年間の「第二期科学技術基本計画」の下で、日本の大学制度は更に大きな変化を遂げる事となる。文科省は2003年に大学における知的財産の管理と有効活用のために大学への「知的財産本部」の設置を開始した。更に、2004年には全ての国立大学が自立性の高い独立行政法人に移行した。2005年には経産省が大学発ベンチャーを1000社以上達成するという目標を達成した。さらに地域レベルで産学連携を推進するために、2001年に経産省による「産業クラスター計画⁴³」が、2002年には文科省による「知的クラスター創生事業⁴⁴」が開始された。このような政策に支えられて、国立大学と民間企業の共同研究の件数は1983年には56件だったものが1998年には2568件になり、2007年には13654件まで増加した。

以上のような産学連携の支援は日本の産学連携を促進した。特にこれまでは大企業中心

⁴⁰ 本項の内容は、岡室（2009）に依拠している。

⁴¹ 1983年に文部省が国立大学への民間資金導入を推進する方向へ方針を変更し、共同研究の制度が正式に発足した。

⁴² アメリカで1980年に制定されていたバイ・ドール法に習ってつくられたためこのように呼ばれた。アメリカのバイ・ドール法は、中小企業非営利団体が連邦政府からの研究資金で行った研究の成果として特許を取得できるようにしたものである。

⁴³ 各地の経済産業局が結節点となって、「世界市場を目指す地域の企業や大学等からなる産学官の広域的な人的ネットワークを形成するとともに地域関連施設を総合的・効果的に投入することにより世界に通用する新事業が次々と展開される産業集積の形成を目指している。」2005年度末までの第一期プロジェクトで5800社の中堅・中小企業と約220の大学、2006年度からの2期目には18プロジェクトで1万社以上の企業と約290の大学を含む広域的な産学官のネットワークが形成され様々な公的支援の対象となっている。

⁴⁴ 「各地域の中核機関に設置した『知的クラスター本部』を司令塔として…企業ニーズを踏まえた新技術シーズを生み出す産学官共同研究や、研究成果の事業化の促進などを実施する事業である」2006年度の第1期に全国18地域で実施され、2007年度から第二期に入った。

であった産学連携だったが、これらの政策を通じて中小企業の産学連携が大きく増加した⁴⁵ことも特筆に値する。

③分析

政府主導の研究開発プロジェクトは IT 産業に関しては、成果が上がっていないことが分かる。これは情報通信産業の技術革新のスピードが早く、長期間にわたるプロジェクトに馴染まないことが理由としてあげられるのではないだろうか。確かに、こういった先端産業に関する援助は、理論的にも正当化されうる。しかし、これまでの状況を見る限り、政府主導のプロジェクトにおいて、IT 産業の技術開発をおこなうことは困難と言わざるを得ないだろう。また、この一連の IT 関連のプロジェクトを IT 産業支援のターゲティング・ポリシーと見ることもでき、政府のターゲティング・ポリシーの成功の難しさを示しているのではないだろうか。

一方、産学連携や産業クラスターなど組織間の協力を促進する政策はイノベーションを促進する政策として評価できるだろう。従来イノベーションに関しては「線形モデル⁴⁶」という立場が有力であった。この立場に立てば、基礎研究を十分に支援しておけば、イノベーションは起きるので、組織間協力の重要性は低くなる。しかし、近年では「連鎖モデル」という、設計、試作、再設計、生産、販売の各段階は重なり合い、相互に関連するという考え方が有力になっている。このモデルに従えば、基礎研究に資金を出しておけばイノベーションが起きるとするのは楽観的であって、組織間協力が非常に重要な意味を持つ。実際、宮田（2001）は、アメリカのハイテク産業の復活に対し組織間の連携を促進する政策が重要な役割を果たしたとしている。アメリカのバイ・ドール法制定からハイテク産業の復活という成果が出るまでに、20年近くかかっている。日本版のバイ・ドール法は制定から15年である。遠くない時期に大きな成果が出始める可能性は低くない。これまでの成果を見てもこの政策の方向性は正しいと言える。

この政策をさらに発展させる方向性としては、各地方政府に国の財源や権限を委譲し、各地に特色ある産業クラスターが形成されるよう促すことがあげられる。これまでの、日本の産業クラスター計画は国としての技術革新目標に重きを置き、地方の関与は少なかった。今後は、地方にこうした政策に関する自立性を与えることで、地方を活性化させる取り組みの一つとして、より長期的な取り組みとして企業や研究者に魅力的な産業クラスター

⁴⁵ 国立大学における中小企業と民間企業の共同研究の比率は、1983年から86年では大企業87.3%、中小企業12.7%であったのに対し、2004年から2007年の期間では、大企業68%、中小企業32.0%と大幅に増加した。

⁴⁶ 基礎研究、応用研究、開発、生産、販売これらの段階を逐次経て、イノベーションが起こるというモデル。これに基づけば、政府が大学の基礎研究を十分に支援しておけば、その研究成果が論文として発表されて、民間企業が市場での需要があると判断すれば、応用研究、開発を行い、特許を取得し、さらに量産コストも見合うと判断したら生産し、宣伝・販売を行いイノベーションが起こる。

一づくりが進む可能性がおおいにある。地方政府と地方大学が連携して地方版「学官ネットワーク」が形成されれば、スタンフォード大学を中心にシリコンバレーが生まれたように、日本にも魅力的な産業クラスターが生まれるかもしれない。

第五節、結び

本章においては、現代の産業政策の考察をおこなった。本章から得た結論は、「産業政策の役割は市場の失敗の領域に限られるべきである。経済成長のためには市場機構を最大限に活用するべき。」というものである。

次章で提示するのはこの結論を踏まえた上で、日本経済が成長するにはどのような政策を採るべきか、ということである。

第四章 政府の役割 ～競争促進の経済政策～

第一節、なぜ競争の促進が必要か

前章までの議論で、今日において政府が果たせる役割は産業政策の枠内では非常に限定的なものにならざるを得ないことが明らかになった。政府が70年代ビジョンで言及している通り、産業政策は過度な政策加入、産業の過保護等の措置は避け、市場の失敗の領域に限定し市場機構の資源配分を最大限に活用するという方針のもと運用されるべきである。また実際には政府の失敗を考慮する必要があるので、産業政策の関与が正当化される領域はより狭まると言っても良いかもしれない⁴⁷。

では、産業政策以外で政府が果たすべき役割とはいかなるものだろうか。それは「競争促進のための政策」であると考え。これまでの議論で分かったように、政府が特定の産業を保護・成長させるような政策は有効性を持たない。そうである以上、どの産業が成長すべきかを決定するのは市場にならざるを得ない。そして、成長産業を決定する市場においては競争が最も重要な役割を果たす。なぜなら競争は、市場における選択肢の数を増やし、選択肢の質を向上させるからである。例えば Hayek (1979) は、競争を「誰が一番すぐれているか、誰が一番上手にこなすかということ、予め知ることができない場合に用いられるすぐれた発見のための装置である⁴⁸」としている。またスティグリッツ (1999) も「政策立案者たちは競争を促進することに集中すべきである。政府による競争制限はほとんどの場合厚生削減を伴う」としている⁴⁹。政府は競争を促進する政策に、ミクロ経済政策の軸を移すべきである。

そのような視点から見た時、政府がすべきことは、第一に、競争がない、あるいは競争に規制がかかっている分野に競争を導入する改革、すなわち規制緩和をすることである。規制緩和は競争をもたらす産業内の生産性を向上させる可能性が高く重要である。中でも規制産業の規制緩和は重要である。規制産業とは具体的には医療・福祉・教育・農業などである。これらは、規制によって守られており、競争を導入することで新たな成長産業が生まれる可能性がある。特に規制産業は第三次産業に多く、産業構造が変化する中で、そうした産業の競争を促進し低生産性からの脱却をはかることは急務であると言える。

第二に、競争する環境、すなわちビジネス環境の改善である。ビジネス環境の改善はかなり曖昧な概念であり、基準が必要である。そこで、本論文では「外国企業から見て魅力的な市場環境」という観点からこの問題を考える。この観点からこの問題を考えることに

⁴⁷ 三輪 (1997)

⁴⁸ 猪木(1987)より引用。

⁴⁹ 例えば、規制緩和によって消費者余剰が改善された。この点については本章4節においてより詳しく議論している。

は二つのメリットがある。一つは、ビジネス環境を国際的な比較の観点から考えることができるということである。もう一つは、外国企業が国内競争に参加すること自体に様々な利点があることである。例えば、国内の競争が促進される、雇用が創出される、スピルオーバー効果⁵⁰により国内の企業の生産性が上昇する、などである。よって、本論文ではこの問題を外国企業から見たとき魅力的な市場環境の整備という観点、より具体的には外国企業の日本への対内直接投資を増加させるという観点から考える。

次節では、規制緩和、ビジネス環境の改善についてより詳しく議論していく。

第二節、競争促進の経済政策

第一項、規制緩和⁵¹

本項では、規制緩和がなぜ必要かについて詳細に述べる。

日本の規制緩和に関しては本章 1 節で述べた通り、1990 年代後半から本格化した。具体的には日本の規制の強さは 1995 年から 10 年間で 6 割程度低下している。そしてその結果として、様々な経済パフォーマンスが向上した。まず、規制緩和・自由化が実施された分野・産業ではほとんどにおいて参入数が増加してとおりこの意味でビジネスチャンスの拡大が図られた。また 90 年代から計測されている TFP 生産性、効率性に対する規制改革効果は規制改革が進んだ産業ほどこれが大きかった。また規制緩和による消費者余剰累積額は国民一人当たり 14 万 4000 円であった。

これらデータを見ても分かるように、規制緩和により国内の生産性は上昇し、加えて国民にも恩恵をもたらされたことが分かる。一方で、社会的規制分野の規制緩和は未だ道半ばである。医療・教育・福祉・保育・農業などは、競争導入や自由化が遅れている分野でもあり、規制改革を進めるべきである。規制改革を行う事で、新たな成長産業が生まれる可能性も大きいはずである。また、医療や教育、福祉、保育などは国民の生活にも近い分野であって、サービスの改善や料金の低下などを通じ国民にも恩恵がある可能性も大きいと言えるだろう。また、こうしたサービス産業における競争は非常に重要である。サービス産業は、消費者の需要が非常に読みにくい。そのため、競争を促進して選択肢を増やすことで新たな成長の形が見える可能性が高い。

更に、規制緩和を通じて「小さな政府」を目指すことが経済成長を促進するという実証研究もある。例えば、茂呂(2004)は OECD 諸国の 20 年分のデータを使い、政府総支出と経済成長の間にもどのような関係があるかを分析した。その結果、統計的に有意な負の関係

⁵⁰ OECD (2011) によれば、外国企業の進出による国内企業の生産性の上昇で定義される効果のこと。FDI のスピルオーバー効果はサービス業で特に大きいという研究もあり、サービス業の生産性が低い日本企業にとっては対内直接投資のもたらす利益は特に重要であると言える。

⁵¹ 規制緩和に関するデータは、江藤(2010)による。

が見られることを明らかにしている。また、篠原(2012)は、潜在的国民負担率と経済成長の関係を調べ、こちらも統計的に有意な負の関係が見られるとしている。さらに篠原は研究の中で経済成長を促進する最適国民負担率を計算しており、潜在的国民負担率が 30%を超えると経済成長を阻害する可能性があるとした。日本のそれは 50%であり、政府の規模が成長を阻害している可能性が高く、改善が必要であるといえるだろう。

第二項、ビジネス環境改善⁵²

先に述べたように、この問題に関しては「外国企業から見て魅力的な市場整備」という観点から議論する。その際、日本の魅力を数字で測るものとして対内直接投資があげられる。世界全体で見ると、海外直接投資（FDI）は過去 20 年にわたり、生産よりも速い速度で成長してきた。しかしながら 2007 年度における日本の対内直接投資の残高は GDP のわずか 3%であり、OECD 地域で最低である。売上に占める外資系企業の割合は製造業、サービス業ともに OECD 最低である。外国企業から見たアジア地域で最も魅力を感じる国・地域」というアンケートでも、2007 年から 2009 年の間に 4 分野⁵³すべてで順位を落としている⁵⁴。また日本企業による国内投資も近年伸び悩んでいる⁵⁵。

こうした現状を変えるための対策として重要と考えられるのが、①貿易の開放、②法人税率の引き下げ、③労働市場改革、④外資による株式取得制限の緩和、である。

①貿易の開放

OECD によれば貿易の開放度は FDI 残高と正の相関をもっており、直接投資の増加に重要である。国内メーカー、消費者にとっても自由貿易の恩恵は大きい。その意味で、政府は TPP の交渉参加を急ぐべきである。仮に日本が自由貿易圏に参加できなかった場合の不利益は非常に大きいものとなる。また、早期の交渉参加はルール作りに日本が一定の役割を果たせる可能性を増大させる。枠組みができてからの参加では日本に有利な条件を引き出せる可能性は非常に低くなる。政府には長期的な視野を持ち、速やかに決断するべきであろう。

②法人税率の引き下げ

日本の法人実効税率は他のアジア諸国と比べて高いために、立地競争力が低くなっている。具体的には日本の実効税率 40%に対し、韓国 24%、中国 25%、台湾 19%、香港 16%となっている。実際、日本の政府に日本の産業界・労働界から寄せられた施策に関する要

⁵² 本項のデータは OECD（2011）に依拠している。

⁵³ アジア地域統括拠点、R&D 拠点、物流拠点、製造拠点の 4 分野

⁵⁴ 経済産業省「欧米アジアの外国企業の対日投資関心度調査」（2007、2009）

⁵⁵ 国内投資促進円卓会議「国内投資促進プログラム」（2010）

望の中で最も多かったものが、「企業負担の実質的軽減を伴う法人実効税率の引下げ」であった⁵⁶。加えて、韓国やシンガポールにおいては、海外企業誘致のための税制優遇もおこなっており⁵⁷、実質の税率では更に差が広がってしまう。確かに、短期的には税収が減少してしまう可能性も大きい。しかし、一方でより長期の視点で見た場合、国内の投資増は、企業の成長や雇用の増加を通じて税収増につながる可能性も大きく積極的に検討がなされるべきである。

③労働市場改革

八代（2009）や OECD(2011)も指摘するように、労働市場の硬直性が日本のビジネス環境としての魅力を損なわせている原因の一つであろう。

また、労働市場の硬直性が生産性を下げている可能性も存在する。例えば、鶴他(2009)は『企業活動基本調査』の個票データを用いて日本の整理解雇判決が企業の TFP や労働生産性の伸び率へ与える影響の検証をおこなった。分析の結果、整理解雇無効判決が相対的に多く蓄積される傾向にあるときに、その裁判所のある都道府県に本社を置く企業では TFP 伸び率が有意に減少することが明らかになった。また、解雇規制の強化により資本の深化が進む効果は確認されなかったものの、TFP 伸び率の減少を通じて労働生産性の伸び率も減少することが明らかにされた。さらに、厳しい整理解雇規制が TFP 伸び率を減少させる経路として、企業のイノベーションが解雇規制の強化によって抑制されている可能性が示唆された。この結果は、雇用保護が様々な経済主体の意思決定を変化させることを通じて労働市場以外にも影響を与えていることを示唆している。

また労働者側から見ても日本は、企業内の雇用保障や年功賃金の雇用慣行が幅広く普及しているために、転職の機会費用が大きい。そのため、高生産性の産業と低生産性の産業間で生じる賃金格差が是正されにくい。これは、高生産性の産業の労働者を不足させ、経済成長を抑制することにもつながる。

労働市場を流動化させるためには、政府としては解雇規制を弱め、解雇が容易な体制をつくる必要がある。しかし、実際の問題は法律ではなく長期雇用慣行など日本の慣習を変えて行かなくてはならないことにある。実は、これも政府が競争を促進する政策をとることが一番効果的であろう。外資系企業などこうした制約を抱えていない企業と競争する必要がある産業においては、企業の意識は自然と変化せざるをえない。実際、グローバルに激しい競争にさらされているソニーやパナソニックなどの電機メーカーはこうした雇用慣行から脱しつつある。また、本論文のテーマとそれるので詳しくは論じないが、こうした改革は近年叫ばれる年齢による格差を是正する効果もあるのではないか⁵⁸。

⁵⁶国内投資促進円卓会議「国内投資促進プログラム」（2010）

⁵⁷ 同上

⁵⁸ 日本において特に問題になっているのは、年齢による所得格差であるが、これは雇用慣行により中年以上の世代を解雇できず若年層の採用が抑制されている可能性が多分にあると筆者は考える。

④外資による株式取得制限の緩和

OECD の FDI 制約指数によれば、日本は OECD 諸国の中で 4 番目に FDI 流入の障壁が大きい国であり、外国人による株式取得に対して OECD 諸国の中で最も強い制限をおこなっている。確かに、外資による参入はなんらかの問題を生む可能性はあり、急激な開放をおこなう事は難しいかもしれないが、先に述べたとおり、外国企業の国内競争参加の増加は、競争を促進するなど様々な利点があり、改革を急ぐべきである。

第五章 総括

本章では、最初に、今回の研究の結果全体を通じて得られる結論を述べる。続いて、その結論に基づき、現代の政府の政策方針を分析し、今後の展望と政府への期待を述べる。最後に残された研究課題について触れる。

第一節、結論の提示

本論文から得た結論は以下である。

ミクロ経済政策の観点から見たとき、経済成長のために政府が果たすべき役割は、市場メカニズムをより効率的に機能させるために競争を促進するための政策を実行することである。その中で産業政策の果たすべき役割は、技術・研究開発、情報・リスク・外部性等に起因する市場の失敗を補正することである。一方、政府が特定の産業を保護するターゲット・ポリシーは現代においては有効性が低く実行されるべきではない。

第二節、現代政府の政策傾向の分析と今後の展望

本節では、現代の政府の政策の方針が望ましいものであるかを検証する。具体的な検証対象は、2012年12月までの政府のミクロ経済政策の方針を示す「新成長戦略」、及び2012年12月の総選挙を経て政権の座に就いた新政権の成長戦略である。なお、新政権の成長戦略については、まだ体系的なものは発表されていないので、マニフェスト及び政策に関する報道に基づいている。

第一項、新成長戦略

民主党政権（2012年12月まで）がミクロ経済政策の方針として示していたのが、新成長戦略である（表9）。

表9、新成長戦略の戦略分野とプロジェクト

7つの戦略分野	21の国家戦略プロジェクト
1、グリーンイノベーション	1、固定価格買い取り制度の導入による再生可能エネルギー市場の拡大 2、環境未来都市構想に基づく環境に優しいエコ製品とエコサービスの使用促進 3、森林・林業再生プランによる木材自給率50%以上の実現
2、ライフイノベーション	4、新技術開発と迅速な医薬品・医療機器提供により患者の選択肢を拡大 5、質の高い医療の提供者としての世界における日本の評価・地位の向上
3、アジア経済戦略	6、インフラの輸出で日本を世界的なプレーヤーにすること 7、法人税の引き下げと日本のアジア拠点化の促進 8、グローバル人材の育成と外国からの高度人材の受け入れ拡大 9、日本の基準を国際基準とする事を通じた日本企業の国際競争力強化とコンテンツ提供者としての日本の地位の確立 10、主要国地域特にアジア諸国との経済連携の推進
4、観光と地域活性化	11、国際戦略総合特区制度の創設と徹底したオープンスカイの推進 12、観光立国・日本の実現と2020年までに年間外国人観光客2500万人の達成 13、中古住宅・リフォーム市場の倍増 14、公共施設の民間開放と民間資金活用事業の推進
5、科学、技術、情報通信	15、「リーディング大学院」構想による国際競争力強化と人材育成 16、政府内での情報通信技術の活用促進と2015年までにすべての世帯にブロードバンドを提供 17、GDP比で少なくとも4%までの研究開発投資の増大
6、雇用・人材	18、幼保一体化と質の良い保育環境の整備 19、「キャリア段位」制度とパーソナル・サポート制度の導入 20、ボランティア活動と慈善的贈与の新しいシステム
7、金融	21、証券・金融・商品の総合的な取引所の創設

出所：日本政府（2010）「新成長戦略」

新成長戦略に関する評価

ターゲット・ポリシーをはじめとして、産業政策が多く含まれている。現代の産業政策の役割は市場の失敗の補正であり、成長戦略にはなりえない。むしろ、規制緩和やビジネス環境改善等の競争を促進する政策によって成長につなげていくことが重要である。例えばプロジェクトにもあげられている医療や保育は規制が強く競争の導入が遅れている分野である。これらを成長産業にしたいと考えるのなら、政府による政策は重要ではなく、競争の導入が必要である。競争を導入することで消費者のニーズをサービスに反映させることが出来るのである。しかし、新成長戦略の中で過去の改革を行き過ぎた市場原理主義として非難しており、こうした改革の方向性は考えていなかったと考えられる。

総じて産業政策的な手段によって成長を成し遂げようとしており、評価できないといえる。こうした政策内容では、「成果が出ていない」という評価は当然のものであった⁵⁹。

第二項、自民党の成長戦略

次に、自民党の成長戦略について分析する。安倍政権（2013年1月現在）の成長戦略⁶⁰は発表されていないので、ここでは2012年12月に行われた衆議院選挙のマニフェストの中の「経済成長」という段を参考に自民党の成長戦略の傾向を確認することとする。

自民党のマニフェストに特徴的なのは民主党政権と違い、競争を促進する政策を明確に主張していることである。例えば「戦略分野ごとに企業の活動のしやすさを世界最先端にするための『国際先端テスト』（国内の制度的障害を国際比較した上で撤廃する基準）を導入します」や「イノベーション基盤の強化や法人税の大胆な引き下げを行います」としている。これは、規制緩和やビジネス環境改善への期待がもてる内容である。

一方で、産業政策も多く組み込まれている。「成長産業の育成に向けたターゲット・ポリシーを推進します」、「先端設備投資の促進、革新的研究開発への集中投入」、「クールジャパンの国際展開、日本が世界最先端のインフラ・システムの輸出」、「コア技術への集中投資」など新成長戦略以上にハードな産業政策への言及が多い。また、2013年1月8日の日本経済新聞は「首相は成長戦略について、製造業の復活を目指す『日本産業再興プラン』、企業の海外展開を支援する『国際展開戦略』、新産業を育成する『新ターゲット・ポリシー』の3つの分野で策定する方針を表明している。」と報道している。

ターゲット・ポリシーと競争を促進する政策の両方を実行することは本質的には矛盾がある。ターゲット・ポリシーは特定の産業を保護することにより市場の資源配分をゆがめ競争を阻害する可能性が高いからである。よって、クールジャパン、インフラなどの特定産業の振興は必要ない。また、製造業の復活とあるが、製造業の復活は保護的政策によっては成し遂げられない。1950年代の産業政策を分析した際にも述べたが、製造業

⁵⁹ 本論文・序章第二節参照

⁶⁰ 経済再生本部などでの意見交換を経ていずれ発表するとしている。

の成長の本質的な厳選は技術革新に求められるべきである。それゆえ、ターゲティング・ポリシーではなく、研究開発を促進する政策に注力すべきである。

自民党政権の経済政策は、産業政策、競争を促進する政策の双方が組み込まれているが、特にターゲティング・ポリシーが大きな比重を占めている。既に何度も述べているが、ターゲティング・ポリシーは無効である。自民党の経済政策も大きく評価することはできないと言えるだろう。しかし、マニフェストにあげた競争を促進する政策は実行に移すことが望まれる。

第三項、今後の日本のミクロ経済政策のあるべき方向性

民主党、自民党の政策について分析してきたが、双方ともに産業政策、とりわけターゲティング・ポリシーを掲げており、肯定的に評価することはできない。近年、政府は成長戦略という言葉好んで用いるが、成長戦略という言葉が政府が使うのは誤解を招く上に適当ではない。政府が成長戦略という言葉を用いることによって、政府主導の成長というものが可能であるようなイメージを国民に抱かせてしまう。その結果として、高度成長期までの産業政策に誤ったイメージを持たせることにもつながってしまう。また、実際に成長を実現する場合は「市場」であるから、政府が成長戦略を練る必要はない。

政府は、「政府が成長を主導できる」という幻想を捨て、第四章で述べたような成長を促進する政策、すなわち競争を促進させる政策の実行に注力すべきである。そして、産業政策の役割は市場の失敗の補正に限られるべきである。

しかし、このようなミクロ経済政策の方向転換は容易ではないだろう。なぜなら、「小さな政府」を主張するみんなの党も含めて、主要な政党の多くが成長戦略の必要性を主張しているからである。おそらく、方向転換を実現するためには、経済政策を軸にした政界再編がなされる必要があるだろう。

筆者としては、方向転換がなされる日ができるだけ早く来ることを望むものである。

第三節、残された課題

最後に今後の研究課題についてまとめる。

第一に、今回の研究においては市場の失敗の補正としての産業政策が具体的にどのような形でおこなわれるべきかについての十分な示唆を与えることができていない。特に、現在の大きな課題である自然エネルギーの振興や環境対策を、いかに市場メカニズムを活用した形で実行していくかという点は重要な論点である。

第二に、イノベーションを促進する上では、研究開発の促進だけでなく、ベンチャーの役割が重要であると考えられるが、いかにしてベンチャー企業を支援するかについて今回の研究では触れることができていない。特に日本は OECD 加盟国中ベンチャーキャピタル

投資が最低水準であり⁶¹、ベンチャーキャピタルを増加させるための方策を考える必要があると言える。

第三に、本論文は、経済危機において産業政策がどのような役割を果たすべきかについて論じることができていない。日本をはじめリーマンショック後の危機下においてはターゲット政策がおこなわれていた⁶²。実際そのような政策の有効性や、危機下においてどのような産業を振興すべきかに関する研究はまだ充実しているとは言い難い。今後、そのような研究がなされることで危機下における政府の機動的な意思決定の一助となる可能性がある。

第四に、本論文の主張する経済政策の転換を成し遂げるためには、政治的な要因が非常に重要であると考えられるが、その点に関する示唆は与えられていない。主要政党すべてが成長戦略を主張するなかで、いかにして政策転換が成し遂げられるのか、というのは今後重要な課題である。政治学的な立場からの研究を期待する。

(以上)

⁶¹ OECD (2011)

⁶² RIETI(2010)

【参考文献】

一次資料

- 日本政府(2010)「新成長戦略」
国内投資促進円卓会議 (2010)「国内投資促進プログラム」
産業構造審議会(1971)「70年代の通商産業政策」
産業構造審議会(1980)「80年代の通商政策ビジョン」
自民党「重点政策 2012」2012年
『日本経済新聞』2013年1月8日号

二次資料

- Krugman, Paul(1994) The age of Diminishing Expectations: U.S. Economic Policy in the 1990s, revised and updated edition, Cambridge: MIT Press.
Richard Beason et al (1996) Growth, Economics of scale, and Targeting in Japan (1955-1990) The review of Economics and Statistics, Vol 78, No2
<http://pzacad.pitzer.edu/~lyamane/beason.pdf>
RIETI(2010)「経済危機と産業政策」
<http://www.rieti.go.jp/jp/events/09121601/summary.html>
OECD (2011)『OECD 対日経済審査報告書』 明石書店
青木他編 (1999)『市場の役割 国家の役割』 東洋経済新報社
伊藤隆敏他(2009)『日本経済の活性化』 日本経済新聞社
伊藤元重他 (1988)『産業政策の経済分析』 東京大学出版会
池田他(2011)「『経産省』解体」『週刊ダイヤモンド』2011年8月27日号
池田信夫 (2007)「よみがえる産業政策の亡霊」『諸君!』2007年1月号
猪木武徳 (1987)『経済思想』 岩波書店
今井賢一 (1976)『現代産業組織』 岩波書店
岩田他 (2006)『ゼミナール経済政策入門』 日本経済新聞社
岩本康志(2000)「日本の財政投融资」『経済研究』2000年1月号
<http://www.kier.kyoto-u.ac.jp/DP/DP0005.pdf>
岡室博之(2009)『技術連携の経済分析』 同友館
岡崎哲二(1997)『工業化の軌跡 経済大国前史』 読売新聞社
貝塚啓明(1973)『経済政策の課題』 東京大学出版会
清田耕造(2009)「産業政策はもろ刃の剣」http://www.rieti.go.jp/jp/columns/a01_0320.html
小宮他編 (1984)『日本の産業政策』 東京大学出版会
小宮隆太郎(1975)『現代日本経済研究』 東京大学出版会
小宮隆太郎 (1999)『日本の産業・貿易の経済分析』 東洋経済新報社

齊藤他 (2010) 『マクロ経済学』 有斐閣
篠原健(2012) 「政府の規模と経済成長—潜在的国民負担及び支出内容の両面からの分析」
PRI Discussion Paper Series(No.12A-03)
http://www.mof.go.jp/pri/research/discussion_paper/ron232.pdf
茂呂賢吾(2004) 「政府の規模と経済成長—先進国パネル分析に見る負の相関の検証」 ESPI
Discussion Paper Series No.103
http://www.esri.go.jp/jp/archive/e_dis/e_dis110/e_dis103a.pdf
高濱賛 (2004) 「産学連携と地方振興 大学の研究開発力を軸に形成されるアメリカの産業
クラスター」 『東北開発研究』 2004年4月号
恒川恵市(1996) 『企業と国家』 東京大学出版会
鶴他 (2009) 『労働市場制度改革』 日本評論社
鶴田俊正 (1982) 『戦後日本の産業政策』 日本経済新聞社
寺西重郎編 (2010) 『構造問題と規制緩和』 慶應義塾大学出版会
橋本他 (2011) 『現代日本経済』 有斐閣アルマ
宮田由紀夫 (2001) 『アメリカの産業政策』 八千代出版
宮田由紀夫 (2002) 『アメリカの産学連携』 東洋経済新報社
三輪芳朗(1959) 「自動車・弱電産業における専門生産の進行」 『月刊中小企業』 10月号
三輪芳朗 (1997) 『規制緩和は悪夢ですか』 東洋経済新報社
三輪 芳朗他 (2003) 『産業政策論の誤解—高度成長の真実』 東洋経済新報社
八代尚宏 (2009) 『労働市場改革の経済学』 東洋経済新報社
山崎朗 (2011) 「産業構造転換と日本の産業政策」 経済学論纂 (中央大学) 2011年9月号